

令和4年度集団指導 ～介護老人福祉施設～

これまでの運営指導による
指摘・指導事項例

令和5年3月
富山県厚生部高齢福祉課
富山市福祉保健部指導監査課・介護保険課

◎基準条例等について

- ▶ 法：「介護保険法」（平成9年12月17日法律第123号）
- ▶ 省令：「介護保険法施行規則」（平成11年3月31日厚生省令第36号）
- ▶ 基準省令：「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」（平成11年厚生省令第39号）
- ▶ 解釈通知：「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準について」（平成12年3月17日老企第43号）
- ▶ 基準告示：「指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準」（平成12年厚生省告示第21号）
- ▶ 大臣基準告示：「厚生労働大臣が定める額の基準」（平成27年厚生労働省告示第95号）
- ▶ 留意事項通知：「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分）及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成12年3月8日老企第40号）
- ▶ 県条例：「富山県介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」（平成24年12月12日富山県条例第65号）

I. 運営に関する事項

事例 1 : 従業者の員数、勤務体制の確保

- 看護職員のうち、他職種または併設する通所介護事業所等の看護職員と兼務発令されている者について、当該施設において看護職員として従事した勤務時間が明確に区別されていないため、当該施設の看護職員の必要数が確保されているか確認できない（常勤換算数が不明）。
- 勤務表に全ての従業者が記載されていない、また、常勤・非常勤の別等が明確になっていないため、人員基準を満たしているか確認できない。

ポイント
根拠法令等

* 県条例第 5 条（基準省令第 2 条）

(3) 介護職員又は看護師若しくは准看護師（以下、看護職員という）

ア 介護職員及び看護職員の総数は、常勤換算方法で、入所者の数が 3 又はその端数を増すごとに 1 以上とすること。

イ 看護職員の数は、次のとおりとすること。

(ア) 入所者の数が 30 を超えない指定介護老人福祉施設にあつては、常勤換算方法で、1 以上

(イ) 入所者の数が 30 を超えて 50 を超えない指定介護老人福祉施設にあつては、常勤換算方法で、2 以上

(ウ) 入所者の数が 50 を超えて 130 を超えない指定介護老人福祉施設にあつては、常勤換算方法で、3 以上

(エ) 略

2 前項の入所者の数は、前年度の平均値とする。（略）。

3 第 1 項の常勤換算方法とは、当該従業者のそれぞれの勤務延べ時間数の総数を当該指定介護老人福祉施設において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。

事例 1 : 従業者の員数、勤務体制の確保②

ポイント
根拠法令等

* 県条例第30条（基準省令第24条）

1 指定介護老人福祉施設は、入所者に対し、適切な指定介護老人福祉施設サービスを提供することができるよう、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

* 解釈通知 第4 27

(1) 同上第1項は、指定介護老人福祉施設ごとに、原則として月ごとに勤務表を作成し、従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤別、介護職員及び看護職員等の配置、管理者との兼務関係等を明確にすることを定めたものである。

事例 2 : 重要事項説明書

- R3報酬改定において廃止となった加算及び加算単位数等に誤記が見られた。
- 苦情処理の体制に関する内容が不十分であった。
- 第三者評価の実施状況が明記されていない。
- 入院・外泊時の際にかかる費用の記載について、空床を利用して短期入所生活介護事業を提供する場合の取扱いについて明記されていない。

ポイント
根拠法令等

* 県条例第7条（基準省令第4条）

1 指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスの提供の開始に際しては、あらかじめ、入所申込者又はその家族に対し、第29条に規定する運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の入所申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について入所申込者の同意を得なければならない。

* 解釈通知 第4 2

基準省令第4条は、指定介護老人福祉施設は、入所者に対し適切な指定介護老人福祉施設サービスを提供するため、その提供の開始に際し、あらかじめ、入所申込者又はその家族に対し、当該指定介護老人福祉施設の運営規程の概要、従業者の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、提供するサービスの第三者評価実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）等の入所申込者がサービスを選択するために必要な重要事項について、わかりやすい説明書やパンフレット等の文書を交付して懇切丁寧に説明を行い、（略）。

事例 2 : 重要事項説明書②

ポイント
根拠法令等

* 県条例第39条（基準省令第33条）

1 指定介護老人福祉施設は、その提供した指定介護老人福祉施設サービスに関する入所者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

* 解釈通知 第4 35

(1) 基準省令第33条第1項にいう「必要な措置」とは、苦情を受け付けるための窓口を設置することのほか、相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該施設における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、これを入所者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に記載するとともに、施設に掲示すること等である。

事例 2 : 重要事項説明書③

ポイント 根拠法令等	<p>* 県条例第14条（基準省令第9条）</p> <p>1 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 指定介護老人福祉施設は、前2項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。</p> <p>(1)(略)</p> <p>(2) <u>居住に要する費用</u>（法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が入所者に支給された場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の基準費用額（同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入所者に代わり当該指定介護老人福祉施設に支払われた場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の負担限度額）を限度とする。）</p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>5 指定介護老人福祉施設は、第3項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、<u>あらかじめ、入所者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、入所者の同意を得なければならない。</u>ただし、同項第1号から第4号までに掲げる費用に係る同意については、<u>文書によるものとする。</u></p>
---------------	--

事例 3 : 身体拘束の廃止について

- 身体的拘束を行っているにもかかわらず、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録がされていない。
- 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修が定期的（年2回以上）に行われていない。

ポイント
根拠法令等

* 県条例第16条（基準省令第11条）

4 指定介護老人福祉施設は、指定介護老人福祉施設サービスの提供に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為（以下、「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

5 指定介護老人福祉施設は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

6 指定介護老人福祉施設は、身体的拘束の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1)、(2) 略

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

事例 3 : 身体拘束の廃止について②

ポイント 根拠法令等	<p>* 解釈通知 第4 10</p> <p>(5) 身体的拘束等の適正化のための従業者に対する研修 (第6項第3号)</p> <p>介護職員その他の従業者に対する身体的拘束等の適正化のための研修の内容としては、身体的拘束等の適正化の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該指定介護老人福祉施設における指針に基づき、適正化の徹底を行うものとする。</p> <p>職員教育を組織的に徹底させていくためには、<u>当該指定介護老人福祉施設が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な教育(年2回以上)を開催するとともに、新規採用時には必ず身体的拘束等の適正化の研修を実施することが重要である。</u></p> <p>また、研修の実施内容についても記録することが必要である。研修の実施は、職員研修施設内での研修で差し支えない。</p>
---------------	---

事例 4 : 入退所

- 優先入所選考者名簿の下位の者または特別な事由により名簿未搭載者を優先入所決定した際の経緯や理由が記録されていない。また、上記の場合の内容について委員会に報告されていない。
- 入所検討委員会の構成メンバーに第三者委員が含まれていない。

ポイント
根拠法令等

* 県条例第12条（基準省令第7条）

2 指定介護老人福祉施設は、入所申込者の数が入所定員から入所者の数を差し引いた数を超えている場合には、介護の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、指定介護福祉施設サービスを受ける必要性が高いと認められる入所申込者を優先的に入所させるよう努めなければならない。

* 解釈通知第4 6

(2) 入所を待っている申込者がいる場合には、入所して指定介護福祉施設サービスを受ける必要性が高いと認められる者を優先的に入所させるよう努めなければならないことを規定したものである。また、その際の勘案事項として、指定介護老人福祉施設が常時の介護を要する者のうち居宅においてこれを受けることが困難な者を対象としていることにかんがみ、介護の必要の程度及び家族の状況等を挙げているものである。なお、こうした優先的な入所の取扱いについては、透明性及び公平性が求められることに留意すべきものである。

事例 4 : 入退所②

ポイント
根拠法令等

* 富山県特別養護老人ホーム入所指針

3 入所検討委員会

(1) 施設は入所の決定に係る事務を処理するため、合議制の入所検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(2) 委員会の委員は、施設長、生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員及び施設職員以外の第三者（当該法人の評議員、地域の民生委員等）等で構成する。

(3) 委員会は、施設長が招集し、原則として定期的に（少なくとも3ヶ月に1回以上）開催するものとする。

(4) 施設は委員会の審議の内容を議事録にまとめ、審議時の優先入所選考者名簿等とともに2年間保管するものとする。なお、施設は県又は介護保険の保険者から議事録提出の求めがあった場合は、これに応ずるものとする。

4 略

5 入所者の決定

(1) 委員会は、入所判定対象者について、別表1「入所申込者評価基準表」に基づき点数順による優先入所先選考者名簿を作成する。

委員会は、優先入所選考者名簿に基づき、原則として上位の者から入所決定を行う。ただし次の事項を総合的に勘案し、入所者の決定の調整をすることができる。

ア 性別（部屋の男女別構成） イ 重度認知症者（認知症専用床等）

ウ その他特別な配慮をしなければならない個別事情

6 特別な事由による優先入所

次に掲げる事項に該当する場合には、施設長は、優先入所させることができる。

なお、委員会を招集する余裕がないときは、優先入所後の直近の委員会において、その内容等について報告しなければならない。

(1)～(3) 略

(4) その他特段の緊急性が認められる場合

Ⅱ．報酬及び加算について

事例 1 : 日常生活継続支援加算

- 算定月の前6月又は前12月間における新規入所者の総数に占める「要介護4又は5の者」、「認知症自立度ランクⅢ以上」割合のいずれかについて、届出を行った以降の記録がされていない。
- 届出日の属する月の前3月間における員数の平均を、常勤換算方法を用いて算出する当該加算の算定に必要な介護福祉士の員数について、届出を行った月以降の記録がされていない。

ポイント
根拠法令等

*留意事項通知 第2の5(8)

③ 算定日の属する月の前6月間又は前12月間における新規入所者の総数に占める要介護4又は5の者の割合及び日常生活に支障をきたすおそれのある症状若しくは行動が認められることから介護を必要とする認知症の入所者の割合を算出する際には、対象となる新規入所者ごとのその入所の日における要介護度及び日常生活自立度を用いること。また、届出を行った月以降においても、毎月において直近6月間又は12月間のこれらの割合がそれぞれ所定の割合以上であることが必要である。これらの割合については、毎月記録するものとし、所定の割合を下回った場合については、直ちに訪問通所サービス通知第1の5の届出を提出しなければならない。

④ 略

⑤ 当該加算の算定を行うために必要となる介護福祉士の員数を算出する際の入所者数については、第2の1(5)②を準用すること。また、介護福祉士の員数については、届出日の属する月の前三月間における員数の平均を、常勤換算方法を用いて算出した値が、必要な人数を満たすものでなければならない。さらに、届出を行った月以降においても、毎月において直近三月間の介護福祉士の員数が必要な員数を満たしていることが必要であり、必要な人数を満たさなくなった場合は、直ちに訪問通所サービス通知第一の5の届出を提出しなければならない。略。

事例 2 : 看護体制加算 (Ⅱ)

施設の機能訓練指導員又は、併設する短期入所生活介護事業所等と兼務している看護職員について、当該施設での看護職員として従事した勤務時間数が不明確であったため、あらためて確認したところ、本加算の算定に必要な人数を配置していなかった。

イ 看護体制加算 (Ⅰ)

(2) 常勤の看護師を 1 名以上配置していること。

ハ 看護体制加算 (Ⅱ)

(2) 看護職員の数が、常勤換算方法で、入所者の数が25又はその端数を増すごとに 1 以上であり、かつ、指定基準第 2 条第 1 項第 3 号ロに定める指定介護老人福祉施設に置くべき看護職員の数に 1 を加えた数以上であること。

ポイント
根拠法令等

＜例：入所者数 60 名の指定介護老人福祉施設の場合 ハ(2)＞

必要な看護職員の数は、前半の要件では、常勤換算方法で 3 以上であるが

後半の要件では、常勤換算方法で 3 + 1 の 4 以上が必要となる。

また、常勤の看護職員が 4 名配置されている場合であっても、そのうち 1 名が機能訓練指導員を兼務している場合又は併設する短期入所生活介護事業所等の看護職員等を兼務している場合は、当該施設における看護職員としての常勤換算数が「1」にはならないため、

加算 (Ⅱ) の要件は満たさない。

事例 3 : 夜勤職員配置加算について

- 毎月、当該加算の算定に必要な職員数を満たしていることがわかる記録が整備されていない。
- 必要数を算出する場合の夜勤時間帯が16時間となっていない。
- 喀痰吸引等ができる職員が配置されていない日（夜勤時間帯）がある。（Ⅲ、Ⅳ）

ポイント
根拠法令等

* 留意事項通知第2の5(10)

① 夜勤を行う職員の数、1日の平均夜勤職員数とする。1日平均夜勤職員数は、暦月ごとに夜勤時間帯（午後10時から翌日の午前5時までの時間を含めた連続16時間をいう。）における延夜勤時間数を、当該月の日数に16を乗じて得た数で除することによって算定し、小数点3位以下は切り捨てるものとする。

※H21.3.23 介護保険最新情報vol.69 平成21年4月改定Q&A(vol.1)

通常の休憩時間は、勤務時間に含まれるものとして延夜勤時間数に含めて差し支えない。
ただし、大半の時間において仮眠をとっているなど、実態として宿直に近い状態にあるような場合についてまで含めることは認められない。

事例3：夜勤職員配置加算について②

ポイント
根拠法令等

*厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準（平成12年厚生省告示第29号）5□

夜勤を行う介護職員又は看護職員の数が、最低基準を1以上上回っている場合に、算定する。

(5)～(8) 夜勤職員配置加算（Ⅲ）イ～（Ⅳ）□

(二) 夜勤時間帯を通じ看護職員又は①社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第1条各号のいずれかの行為の実地研修を修了した介護福祉士、②特定登録証の交付を受けた特定登録者、③新特定登録証の交付を受けている新特定登録者、④認定特定行為業務従事者のいずれかを1人以上配置し、①②③の場合は喀痰吸引等業務の登録を、④の場合は特定行為業務の登録を受けていること。

※H30.8.6 介護保険最新情報vol.675 平成30年度介護報酬改定に関するQ&A(vol.6)

(略)、喀痰吸引等ができる職員を配置できる日とできない日がある場合に、要件を満たした日についてのみ夜勤職員配置加算（Ⅲ）、（Ⅳ）を算定することは可能だが、配置できない日に（Ⅰ）、（Ⅱ）の加算を算定することはできない。よって、喀痰吸引等ができる職員を配置できない日がある場合は、当該月においては夜勤職員配置加算（Ⅲ）、（Ⅳ）ではなく、（Ⅰ）、（Ⅱ）を算定することが望ましい。

事例 4 : 多職種共同での計画書の作成

個別機能訓練加算、栄養マネジメント強化加算、経口移行加算、経口維持加算、看取り介護加算、褥瘡マネジメント強化加算などの計画書の作成について、多職種共同で作成した記録が不十分であった。

ポイント
根拠法令等

例 1) 個別機能訓練加算

* 留意事項通知第 2 の 5 (14) (4 の(7)を準用)

③ 個別機能訓練加算を行うに当たっては、機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとにその目標、実施方法等を内容とする個別機能訓練計画を作成し、これに基づいて行った個別機能訓練の効果、実施方法等について評価等を行う。

例 2) 看取り介護加算

* 厚生労働省大臣が定める基準に適合する入所者

利用者等告示第61

□ 医師、生活相談員、看護職員、管理栄養士、介護支援専門員その他の職種の者(以下この号において「医師等」)が共同で作成した入所者の介護に係る計画について、医師等のうちその内容に応じた適当な者から説明を受け、当該計画について同意している者(その家族等が説明を受け、同意をした上で介護を受けている者を含む。)であること。

事例 5 : 栄養マネジメント強化加算

給食管理を行う常勤の栄養士が配置されていないにもかかわらず、管理栄養士を常勤換算方法で、入所者の数を70で除して得た数以上として配置していた。

ポイント
根拠法令等

* 大臣基準告示第65の3

次のいずれにも適合すること。

イ 管理栄養士を常勤換算方法で、入所者の数を50で除して得た数以上配置していること。ただし、常勤の栄養士を1名以上配置し、当該栄養士が給食管理を行っている場合にあつては、管理栄養士を常勤換算方法で、入所者の数を70で除して得た数以上配置していること。

ロ～ホ 略

事例 6 : 安全対策体制加算

事故発生防止のための指針の作成・委員会の開催・従業員に対する研修の実施及びこれらを適切に実施するための担当者として届け出た者が、外部研修を受講していない。または担当者以外の者が外部研修を受講していた。

ポイント
根拠法令等

* 留意事項通知第 2 の 5 (39)

安全対策体制加算は、事故発生防止のための指針の作成・委員会の開催・従業員に対する研修の実施及びこれらを適切に実施するための担当者の配置を備えた体制に加えて、当該担当者が安全対策に係る外部の研修を受講し、組織的に安全対策を実施する体制を備えている場合に評価を行うものである。

安全対策に係る外部の研修については、介護現場における事故の内容、発生防止の取組、発生時の対応、施設のマネジメント等の内容を含むものであること。(略)。

また、組織的な安全対策を実施するにあたっては、施設内において安全管理対策部門を設置し、事故の防止に係る指示や事故が生じた場合の対応について、適切に従業員に行き渡るような体制を整備していることが必要であること。

令和4年度集団指導 ～短期入所生活介護～

これまでの運営指導による
指摘・指導事項例

令和5年3月
富山県厚生部高齢福祉課
富山市福祉保健部指導監査課・介護保険課

◎基準条例等について

- ▶ 居宅基準：「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」
- ▶ 予防基準：「指定介護サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」
- ▶ 解釈通知：「指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について」
- ▶ 基準告示：「指定居宅（介護予防）サービスに要する費用の額の算定に関する基準」
- ▶ 留意事項：「指定居宅（介護予防）サービスに要する費用の額の算定に関する基準（短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分）及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」
- ▶ 県条例：「富山県介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」（平成24年富山県条例第66号）
- ▶ 県予防条例：「富山県介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例」（平成24年富山県条例第67号）

I . 設備基準に関すること

事例 1 : 専用の設備

短期入所生活介護としての専用居室が設けられていない。

ポイント
根拠法令等

* 県条例第150条第1項（居宅基準省令第123条）

指定短期入所生活介護事業所は、その利用定員を20人以上とし、指定短期入所生活介護の事業の専用の居室を設けるものとする。ただし、第148条第2項の適用を受ける特別養護老人ホームの場合にあっては、この限りではない。

特養の空床利用

* 県条例第151条第4項（居宅基準省令第124条第4項）

併設事業所にあっては、（略）当該併設事業所の利用者及び当該併設本体施設の入所者又は入院患者の処遇に支障がないときは、当該併設本体施設の前項各号に掲げる設備（居室を除く。）を指定短期入所生活介護の事業の用に供することができるものとする。

Ⅱ. 運営に関すること

事例 1 : 勤務体制の確保

- 事業所に置くべき従業員の職種ごとの勤務体制が勤務表に明記されていない。
- 看護職員のうち、当該事業所の他職種（機能訓練指導員等）の職務との兼務発令されている者について、当該事業所に看護職員又は他職種として従事した勤務時間が不明確である。

ポイント
根拠法令等

* 県条例第168条準用第108条、第179条（予防条例第143条準用第121条の2、第158条）

1 指定短期入所者生活介護事業者は、利用者に対し適切な指定短期入所者生活介護を提供できるよう、指定短期入所者生活介護事業所ごとに従業員の勤務の体制を定めておかなければならない。

* 解釈通知 第3の八の3の(16)

イ 指定短期入所生活介護事業所ごとに、短期入所生活介護従業員の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係、機能訓練指導員との兼務関係等を勤務表上明確にし、人員に関する基準が満たされていることを明らかにする必要があるものであること。併設の指定短期入所生活介護事業所については、本体施設の従業員と併せて勤務表を作成するものとする。

* 留意事項 第2の2(3)③

併設事業所における看護職員配置については、指定介護老人福祉施設として必要な看護職員の数の算定根拠となる「入所者数」には、短期入所生活介護の利用者数は含めない。すなわち、必要な看護職員の算定については、指定介護老人福祉施設と、併設する短期入所生活介護事業所のそれぞれについて、区別して行うものとする。（略）

事例 2 : 運営規程

- 介護と介護予防を兼ねた運営規程について、介護予防の内容が含まれていない。
- 「サービスの利用にあたっての留意事項」に、事業所側の留意事項のみが記載されている。
- 身体的拘束等を行う際の手続について定められていない。
- 運営規程と重要事項説明書との整合性がない。（従業員の職種、員数等）

ポイント
根拠法令等

- * 県条例第164条、第178条（予防条例第139条、第157条）
- 1 指定短期入所生活介護事業所は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めておかなければならない
- (1)事業の目的及び運営の方針
 - (2)従業員の職種、員数及び職務の内容
 - (3)利用定員（ユニット型事業所は、ユニットの数、及びユニットごと利用定員）
 - (4)指定短期入所生活介護の内容及び利用料その他の費用の額
 - (5)通常の見送り実施地域
 - (6)サービス利用にあたっての留意事項
 - (7)緊急時等における対応方法
 - (8)非常災害対策
 - (9)虐待の防止のための措置に関する事項(令和6年3月31日まで努力義務)
 - (9)その他運営に関する重要事項

事例 2 : 運営規程②

ポイント 根拠法令等	<p>* 解釈通知 第3の八の3の(13) 指定短期入所生活介護の事業の適正な運営及び利用者に対する適切な指定短期入所生活介護の提供を確保するため、<u>同条第1号から第9号までに掲げる事項を内容とする規程を定めることを指定短期入所生活介護事業所ごとに義務づけたものであるが、特に次の点に留意するものとする。</u></p> <p>①～③ 略</p> <p>④ <u>サービス利用に当たっての留意事項（第6号）</u> 利用者が指定短期入所生活介護の提供を受ける際の、利用者側が留意すべき事項（<u>入所生活上のルール、設備の利用上の留意事項等</u>）を指すものであること（<u>居宅基準第153条第5号及び第189条を指すものであること（居宅基準第153条第5号及び第189条第6号についても同趣旨）。</u></p> <p>⑤ <u>その他運営に関する重要事項（第9号）</u> <u>当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続について定めておくことが望ましい。</u></p>
---------------	--

事例 3 : 重要事項説明書・契約書

- 苦情処理の体制に関する内容が不十分であった。
- 加算の算定要件、単位数等に誤記が見受けられた。

ポイント
根拠法令等

* 県条例第152条第1項、第181条準用152条第1項(予防条例第134条、第160条準用134条)
1 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護の提供の開始に際し、あらかじめ利用申込者又はその家族に対し、第164条に規定する運営規程の概要、短期入所生活介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービスの内容及び利用期間等について利用申込者の同意を得なければならない。

* 解釈通知第3の八の3の(1)
内容及び手続の説明及び同意

指定短期入所生活介護事業者は、利用者に対し適切な指定短期入所生活介護を提供するため、その提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、当該指定短期入所生活介護事業所の運営規程の概要、短期入所生活介護従業者の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）等の利用申込者がサービスを選択するために必要な重要事項について、わかりやすい説明書やパンフレット等の文書を交付して懇切丁寧に説明を行い、（略）。

事例 3 : 重要事項説明書・契約書②

ポイント
根拠法令等

* 県条例第38条（居宅基準省令第36条）

1 指定短期入所生活介護事業者は、提供した指定短期入所生活介護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

* 解釈通知 第3の八の3の(28)

(1) 居宅基準第36条第1項にいう「必要な措置」とは、苦情を受け付けるための窓口を設置することのほか、相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、利用申込者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に記載するとともに、事業所に掲示すること等である。

事例 4 定員の遵守

利用定員を超えて指定短期入所生活介護を提供していた。

ポイント
根拠法令等

* 県条例第165条

指定短期入所生活介護事業者は、次に掲げる利用者数以上の利用者に対して同時に指定短期入所生活介護を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(1) 第148条第2項の適用を受ける特別養護老人ホームである指定短期入所生活介護事業所にあつては、当該特別養護老人ホームの入所定員及び居室の定員を超えることとなる利用者数

(2) 前号に該当しない指定短期入所生活介護事業所にあつては、利用定員及び居室の定員を超えることとなる利用者数

2 利用者の状況や利用者の家族等の事情により、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が、緊急に指定短期入所生活介護を受けることが必要と認めた者に対し、居宅サービス計画において位置付けられていない指定短期入所生活介護を提供する場合であつて、当該利用者及び他の利用者の処遇に支障がない場合にあつては、前項の規定にかかわらず、前項各号に掲げる利用者数を超えて、静養室において指定短期入所生活介護を行うことができるものとする。

* 解釈通知 第3の八の3の(13)運営規程

①利用定員（第3号）

利用定員は、指定短期入所生活介護の事業の専用の居室のベッド数と同数とすること。

事例 4 定員の遵守②

ポイント
根拠法令等

* 解釈通知 第3の八の3の(15)定員の遵守

指定短期入所生活介護事業者は、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合には、指定短期入所生活介護事業所の利用定員を超えて指定短期入所生活介護を行うことができることとしているが、利用者の状況や利用者の家族等の事情により、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が、緊急に指定短期入所生活介護を受けることが必要と認められた者に対し、居宅サービス計画に位置付けられていない指定短期入所生活介護を提供する場合であって、当該利用者及び他の利用者の処遇に支障がないと認められる場合においても、利用者数を超えて指定短期入所生活介護を行うことが認められるものである。

この場合、居室以外の静養室において指定短期入所生活介護を行うこととしているが、あくまでも、緊急の必要がある場合にのみ認められるものであり、当該利用者に対する指定短期入所生活介護の提供は7日(利用者の日常生活上の世話をを行う家族等の疾病等やむを得ない事情がある場合は14日)を限度に行うものとする。

事例 4 定員の遵守③

ポイント
根拠法令等

*留意事項 第2の一(3)定員超過利用に該当する場合の所定単位数の算定について

① (略)。

② この場合の利用者等の数は、一月間(暦月)の利用者等の数の平均を用いる。(略)。

③ 利用者等の数が、通所介護費等の算定方法に規定する定員超過利用の基準に該当することとなった事業所又は施設については、その翌月から定員超過利用が解消されるに至った月まで、利用者等の全員について、所定単位数が通所介護費等の算定方法に規定する算定方法に従って減算され、定員超過利用が解消されるに至った月の翌月から通常の所定単位数が算定される。

④ (略)。

⑤ 災害、虐待の受入れ等やむを得ない理由による定員超過利用については、当該定員超過利用が開始した月(災害等が生じた時期が月末であって、定員超過利用が翌月まで継続することがやむを得ないと認められる場合は翌月も含む。)の翌月から所定単位数の減算を行うことはせず、やむを得ない理由がないにもかかわらずその翌月まで定員を超過した状態が継続している場合に、災害等が生じた月の翌々月から所定単位数の減算を行うものとする。

※月平均で定員超過による減算にならなくても、災害、虐待の受入れ等やむを得ない事情がある場合を除いて、利用定員を超える利用者へのサービスの提供は基準違反となるので注意。

やむを得ない事情がある場合には、単に利用者の利用希望日が重なることや、急に退院が決まった場合などは含まれません。

事例 5 事故発生時の対応

発生した事故の状況やその際に採った措置、また、原因分析や今後の対応についての検討結果は記録されているが、その内容を職員全員に周知されていない、あるいは、職員全員に周知されていることが客観的にわかる記録がない。

ポイント
根拠法令等

* 県条例第168条準用第40条（県予防条例第143条準用第55条の10）

指定短期入所生活介護事業者は、利用者に対する指定短期入所生活介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定短期入所生活介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しておかなければならない。

* 解釈通知第3の一(30)

③ 指定短期入所生活介護事業者は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じること。

Ⅲ. 報酬及び加算について

事例 1 サービス提供体制強化加算

指定短期入所生活介護の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合又は、指定短期入所生活介護の介護職員の総数のうち勤続年数10年以上の介護福祉士の割合について確認できる書類がない。

ポイント
根拠法令等

* 留意事項第2の2(21)

① 職員の割合の算出に当たっては、常勤換算方法により算出した前年度(3月を除く。)の平均を用いることとする。(略)

② (略)

③ 勤続年数とは、各月の前月の末日時点における勤続年数をいうものとする。

* 21.3.23介護保険最新情報vol.69平成21年4月改定関係Q&A(vol.1)

本体施設と併設のショートステイを兼務している職員については、勤務実態、利用者数、ベッド数等に基づき按分するなどの方法により当該職員の常勤換算数を本体施設とショートステイに割り振った上で、本体施設とショートステイそれぞれについて割合を算出し、加算の算定の可否を判断することが望ましい。ただし、大多数の職員が特養と併設ショートステイを均等に兼務しているような場合は、本体施設とショートステイで一体的に算出した職員の割合を、本体施設とショートステイの両方について用いても差し支えない。

また、実態として本体施設のみに勤務している職員を本体施設のみでカウントすることは差し支えないが、実態として本体施設とショートステイを兼務している職員を本体施設かショートステイいずれか一方のみにカウントするなど、勤務実態と乖離した処理を行うことは認められない。

令和4年度集団指導 ～社会福祉法人～

これまでの運営指導による 指摘・指導事項例

令和5年3月
富山県厚生部高齢福祉課
富山市福祉保健部指導監査課・介護保険課

◎基準条例等について

- ▶ 県条例：「富山県介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」（平成24年富山県条例第66号）
- ▶ 法：社会福祉法（昭和26年法律第45号）
- ▶ 規則：社会福祉法施行規則（昭和26年厚生省令第28号）
- ▶ 一般法人法：一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）
- ▶ 認可通知：「社会福祉法人の認可について（通知）」
（平成12年12月1日付け障第890号・社援第2618号・老発第794号・児発908号）
- ▶ 審査基準：認可通知別紙1「社会福祉法人審査基準」
- ▶ 定款例：認可通知別紙2「社会福祉法人定款例」
- ▶ ガイドライン：「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について（通知）」
（平成29年4月27日付け雇児発0427第7号社援発0427第1号老発0427第1号）
- ▶ 社会福祉充実計画事務処理基準：「社会福祉法第55条の2の規定に基づく社会福祉充実計画の承認等について（通知）」
（平成29年1月24日付け雇児発0124第1号社援発0124第1号老発0124第1号）

事例 1 : 役員等について

- 役員等の選任にあたっては、法律の要件を満たしていないものが選任されている。
- 役員等の選任について、定款の定めに従い、実施していない。
- 監事の選任に関する評議員会の議案について、監事の過半数の同意を得ていない。

ポイント

- 理事、監事については、次に掲げる者が含まれていなければなりません。

【理事】

- ①社会福祉事業の経営に関する識見を有する者
- ②当該社会福祉法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者
- ③施設の管理者（※施設を設置している法人）

【監事】

- ①社会福祉事業について識見を有する者
- ②財務管理について識見を有する者

- 評議員については、社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者のうちから、定款の定めるところにより選任しなければなりません。

- ・ 役員等の選任にあたっては、法律の要件を満たしていないものが選任されている。
- ・ 役員等の選任について、定款の定めに従い、実施していない。
- ・ 監事の選任に関する評議員会の議案について、監事の過半数の同意を得ていない。

ポイント

- ・ 役員等の選任にあたっては、次の確認が必要です。この確認については、履歴書や誓約書等により候補者本人にこれらの者に該当しないことの確認を行う方法や、官公署が発行する書類により確認を行う方法が考えられます。
 - ①候補者が欠格事由に該当しないか
 - ②暴力団員等の反社会的勢力の者でないか
 - ③理事については、各理事と特殊の関係にある者が上限を超えて含まれていないか
 - ④監事については、当該法人の評議員、理事又は職員を兼ねていないか。各役員と特殊の関係にある者が含まれていないか。
 - ⑤評議員については、当該法人の役員又は職員を兼ねていないか。各評議員又は各役員と特殊の関係にないか
- ・ 理事会が監事の選任に関する議案を評議員会に提出するためには、監事が理事の職務の執行を監査する立場であることを鑑み、その独立性を確保するため、監事の過半数（※）の同意を得なければなりません。

※「監事の過半数」については、在任する監事の過半数をいう。

* 法第39条

評議員は、社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者のうちから、定款の定めるところにより、選任する。

* 法第40条

次に掲げる者は、評議員となることができない。

一 法人

二 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として厚生労働省令で定めるもの

三 生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又はこの法律の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

四 前号に該当する者を除くほか、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

五 第五十六条第八項の規定による所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた社会福祉法人の解散当時の役員

六 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなつた日から五年を経過しない者（第百二十八条第一号二及び第三号において「暴力団員等」という。）

2 評議員は、役員又は当該社会福祉法人の職員を兼ねることができない。

3 評議員の数は、定款で定めた理事の員数を超える数でなければならない。

4 評議員のうちには、各評議員について、その配偶者又は三親等以内の親族その他各評議員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が含まれることになってはならない。

5 評議員のうちには、各役員について、その配偶者又は三親等以内の親族その他各役員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が含まれることになってはならない。

根拠法令等

* 法第43条

役員及び会計監査人は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 前項の決議をする場合には、厚生労働省令で定めるところにより、この法律又は定款で定めた役員の員数を欠くこととなるときに備えて補欠の役員を選任することができる。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第七十二条、第七十三条第一項及び第七十四条の規定は、社会福祉法人について準用する。この場合において、同法第七十二条及び第七十三条第一項中「社員総会」とあるのは「評議員会」と、同項中「監事が」とあるのは「監事の過半数をもって」と、同法第七十四条中「社員総会」とあるのは「評議員会」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

根拠法令等

* 法第44条

第四十条第一項の規定は、役員について準用する。

- 2 監事は、理事又は当該社会福祉法人の職員を兼ねることができない。
- 3 理事は六人以上、監事は二人以上でなければならない。
- 4 理事のうちには、次に掲げる者が含まなければならない。
 - 一 社会福祉事業の経営に関する識見を有する者
 - 二 当該社会福祉法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者
 - 三 当該社会福祉法人が施設を設置している場合にあつては、当該施設の管理者
- 5 監事のうちには、次に掲げる者が含まなければならない。
 - 一 社会福祉事業について識見を有する者
 - 二 財務管理について識見を有する者
- 6 理事のうちには、各理事について、その配偶者若しくは三親等以内の親族その他各理事と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が三人を超えて含まれ、又は当該理事並びにその配偶者及び三親等以内の親族その他各理事と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が理事の総数の三分の一を超えて含まれることにはならない。
- 7 監事のうちには、各役員について、その配偶者又は三親等以内の親族その他各役員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が含まれることにはならない。

* 法第43条第3項により準用される一般法人法第72条第1項

理事は、監事がある場合において、監事の選任に関する議案を社員総会に提出するには、監事（監事が二人以上ある場合にあつては、その過半数）の同意を得なければならない。

事例 1 : 役員等について

理事会、評議員会に欠席が続いている特定の役員等がいた。

ポイント

- 役員等の役割の重要性に鑑みれば、実際に法人運営に参加できない者が名目的・慣例的に選任され、その結果、理事会や評議員会を欠席することとなることは適当ではありません。
- なお、監事が理事会に出席し必要に応じて意見を述べることは、理事や理事会の職務の執行に対する牽制を及ぼす観点から重要であることから、法律上の義務とされたものであり、理事会においても監事が出席できるよう理事会の日程調整を行う等の配慮を行うことが必要です。

根拠法令等

* 審査基準第3の1の(3)

実際に法人運営に参画できない者を、評議員又は役員として名目的に選任することは適当でないこと。

* ガイドライン5の(3)の1

監事は、理事の職務の執行を監査する役割を有し、毎年度の監査報告の作成の義務を負うとともに、次の義務を負う（法第45条の18第3項により準用される一般法人法第100条から第102条まで）。

- ① 理事の不正の行為がある若しくは当該行為をするおそれがあると認められる場合、又は法令、定款違反の事実若しくは著しく不当な事実があると認める場合は、遅滞なくその旨を理事会に報告すること。
- ② 理事会に出席し、必要がある場合には意見を述べなければならないこと。
- ③ 理事が評議員会に提出しようとする議案、書類、電磁的記録その他の資料を調査すること。この場合、法令違反等の事実があると認めるときはその調査結果を評議員会に報告すること。

事例 2 : 理事会及び評議員会の招集・開催、議事録について

理事会や評議員会の招集について、必要な手続きを経していない。

ポイント

- 理事会の招集については、各理事（理事会を招集する理事を定款又は理事会で定めたときは、その理事）が、理事会の1週間前（これを下回る期間を定款で定めた場合にあつては、その期間）までに、各理事及び各監事に対してその通知を发出しなければなりません。ただし、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集通知を发出せずに理事会を開催することができます。
- 評議員会の招集については、理事会の決議により、評議員会の日時及び場所等（※）を定め、理事が評議員会の1週間（これを下回る期間を定款で定めた場合にあつては、その期間）前までに、評議員に対して、書面又は電磁的方法（電子メール等）でその通知を发出しなければなりません。（電磁的方法で通知をする場合には、評議員の承諾が必要）ただし、評議員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく評議員会を開催することができます。この場合には招集の通知を省略できますが、評議員会の日時等に関する理事会の決議は省略できないことに留意するとともに、評議員全員の同意があつたことが客観的に確認できる書類の保存が必要です。
※理事会の決議により定めなければならない事項
 - ①評議員会の日時及び場所
 - ②評議員会の目的である事項がある場合は当該事項
 - ③評議員会の目的である事項に係る議案（当該目的である事項が議案となるものを除く。）の概要（議案が確定していない場合はその旨）
- なお、定時評議員会の日々の2週間前の日から計算書類等を主たる事務所に備え置く必要があるため、定時評議員会においては、評議員会の召集を決定する理事会と2週間の間隔を空ける必要があります。

根拠法令等

* 法第45条の14第1項

理事会は、各理事が招集する。ただし、理事会を招集する理事を定款又は理事会で定めたときは、その理事が招集する。

* 法第45条の14第9項により準用される一般法人法第94条

理事会を招集する者は、理事会の日の一週間（これを下回る期間を定款で定めた場合にあつては、その期間）前までに、各理事及び各監事に対してその通知を発しなければならない。

* 法第45条の9第1項

定時評議員会は、毎会計年度の終了後一定の時期に招集しなければならない。

* 法第45条第10項により準用される一般法人法第181条

評議員会を招集する場合には、理事会の決議によって、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 評議員会の日時及び場所
- 二 評議員会の目的である事項があるときは、当該事項
- 三 前二号に掲げるもののほか、法務省令で定める事項

2 前項の規定にかかわらず、前条第二項の規定により評議員が評議員会を招集する場合には、当該評議員は、前項各号に掲げる事項を定めなければならない。

根拠法令等

* 法第45条第10項により準用される一般法人法第182条

評議員会を招集するには、理事（第百八十条第二項の規定により評議員が評議員会を招集する場合にあっては、当該評議員。次項において同じ。）は、評議員会の日の一週間（これを下回る期間を定款で定めた場合にあっては、その期間）前までに、評議員に対して、書面でその通知を発しなければならない。

2 理事は、前項の書面による通知の発出に代えて、政令で定めるところにより、評議員の承諾を得て、電磁的方法により通知を発することができる。この場合において、当該理事は、同項の書面による通知を発したものとみなす。

3 前二項の通知には、前条第一項各号に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

* 法第45条第10項により準用される一般法人法第183条

前条の規定にかかわらず、評議員会は、評議員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

* 規則第2条の12

法第四十五条の九第十項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百八十一条第一項第三号に規定する厚生労働省令で定める事項は、評議員会の目的である事項に係る議案（当該目的である事項が議案となるものを除く。）の概要（議案が確定していない場合にあっては、その旨）とする。

* 法第45条の32第1項

社会福祉法人は、計算書類等（各会計年度に係る計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書並びに監査報告（第四十五条の二十八第二項の規定の適用がある場合にあっては、会計監査報告を含む。）をいう。以下この条において同じ。）を、定時評議員会の日の一週間前（第四十五条の九第十項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百九十四条第一項の場合にあっては、同項の提案があつた日）から五年間、その主たる事務所に備え置かなければならない。

事例 2 : 理事会及び評議員会の招集・開催、議事録について

評議員会（又は理事会）の決議に特別の利害関係を有する評議員（又は理事）がいるか確認していない。

ポイント

- 評議員会（又は理事会）の決議には、その決議について特別の利害関係を有する評議員（又は理事）が加わることはできないことから、当該特別の利害関係を有する評議員（又は理事）の存否については、その決議を行う前に、法人が各評議員（又は各理事）について確認しておく必要があります。
- 確認方法は、個別の議案の議決の際に確認する方法のほかに、当該評議員会（又は理事会）の議案について特別の利害関係を有する場合には法人に申し出ることを定めた通知を発する方法や、評議員（又は理事）の職務の執行に関する法人の規程で評議員（又は理事）が評議員会（又は理事会）の決議事項と特別の利害関係を有する場合には届け出なければならないことを定める方法があります。

根拠法令等

* 法第45条の9第6項、第7項、第8項

6 評議員会の決議は、議決に加わることができる評議員の過半数（これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合以上）が出席し、その過半数（これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合以上）をもって行う。

7 前項の規定にかかわらず、次に掲げる評議員会の決議は、議決に加わることができる評議員の三分の二（これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上に当たる多数をもつて行わなければならない。

一 第四十五条の四第一項の評議員会（監事を解任する場合に限る。）

二 第四十五条の二十二の二において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百十三条第一項の評議員会

三 第四十五条の三十六第一項の評議員会

四 第四十六条第一項第一号の評議員会

五 第五十二条、第五十四条の二第一項及び第五十四条の八の評議員会

8 前二項の決議について特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができない。

* 法第45条の14第4項、第5項

4 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数（これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合以上）が出席し、その過半数（これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合以上）をもって行う。

5 前項の決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

事例 2 : 理事会及び評議員会の招集・開催、議事録について

評議員会の議事録について必要事項が記載されていない。

ポイント

- 実際に行われた評議員会の議事録は次の事項を記載する必要があります。「議事録の作成に係る職務を行った者の氏名」を記載していない議事録が散見されたため、ご確認ください。
- ① 評議員会が開催された日時及び場所（当該場所に存しない評議員、理事、監事又は会計監査人が評議員会に出席した場合における当該出席の方法（例：テレビ会議）を含む。）
- ② 評議員会の議事の経過の要領及びその結果
- ③ 決議を要する事項について特別の利害関係を有する評議員があるときは、当該評議員の氏名
- ④ 法の規定に基づき評議員会において述べられた意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要
- ⑤ 評議員会に出席した評議員、理事、監事又は会計監査人の氏名又は名称
- ⑥ 議長の氏名（議長が存する場合に限る。）
- ⑦ 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

根拠法令等

* 法第45条の11第1項

評議員会の議事については、厚生労働省令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

* 規則第2条の15第3項

評議員会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。

- 一 評議員会が開催された日時及び場所（当該場所に存しない評議員、理事、監事又は会計監査人が評議員会に出席した場合における当該出席の方法を含む。）
- 二 評議員会の議事の経過の要領及びその結果
- 三 決議を要する事項について特別の利害関係を有する評議員があるときは、当該評議員の氏名
- 四 次に掲げる規定により評議員会において述べられた意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要
 - イ 法第四十三条第三項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第七十四条第一項（法第四十三条第三項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第七十四条第四項において準用する場合を含む。）
 - ロ 法第四十三条第三項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第七十四条第二項（法第四十三条第三項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第七十四条第四項において準用する場合を含む。）
 - ハ 法第四十五条の十八第三項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百二条
 - ニ 法第四十五条の十八第三項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百五条第三項
 - ホ 法第四十五条の十九第六項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百九条第一項
 - ヘ 法第四十五条の十九第六項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百九条第二項
- 五 評議員会に出席した評議員、理事、監事又は会計監査人の氏名又は名称
- 六 評議員会の議長が存するときは、議長の氏名
- 七 議事録の作成に係る職務を行つた者の氏名

事例 3 : 基本財産について

法人の所有する社会福祉事業の用に供する不動産について当該不動産の所有権の登記がなされていない。

ポイント	<ul style="list-style-type: none">法人は、社会福祉事業を行うために直接必要な全ての物件について、原則として、所有権を有していること又は国若しくは地方公共団体から貸与若しくは使用許可を受けていることが求められます。また、都市部等土地の取得が極めて困難な地域等において、もしくは、都市部等の地域以外においても一定の要件を満たすことにより、不動産の全部若しくは一部を国若しくは地方公共団体以外の者から貸与を受けることが認められていますが、この場合も、一定期間の地上権又は賃借権を設定し、かつ、これを登記しなければなりません。ただし、通所施設について、一定の要件を満たす場合は、地上権又は賃借権の登記を要さない場合があります。不動産の貸与を受ける場合は、事前に所轄庁に相談のうえ、厚生労働省の通知を必ずご確認ください。
根拠法令等	* 法第25条 社会福祉法人は、社会福祉事業を行うに必要な資産を備えなければならない。

根拠法令等

* 審査基準第2の1（抜粋）

（1）原則

法人は、社会福祉事業を行うために直接必要なすべての物件について所有権を有していること、又は国若しくは地方公共団体から貸与若しくは使用許可を受けていること。なお、都市部等土地の取得が極めて困難な地域においては、不動産の一部（社会福祉施設を経営する法人の場合には、土地）に限り国若しくは地方公共団体以外の者から貸与を受けていることとして差し支えないこととするが、この場合には、事業の存続に必要な期間の地上権又は賃借権を設定し、かつ、これを登記しなければならないこと。

事例 3 : 基本財産について

所轄庁の承認を得ずに、基本財産を処分し、貸与し又は担保に供していた。

ポイント	<ul style="list-style-type: none">• 社会福祉施設を経営する事業を目的として定款に定めている法人にとって、その所有する社会福祉施設の用に供する不動産は、当該事業の実施のために必要不可欠なものであり、法人存立の基礎となるものであることから、基本財産として、その全ての物件について定款に定めるとともに、その処分又は担保提供を行う際には、所轄庁の承認を受けることを定款に明記しておく必要があります。• なお、独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合及び独立行政法人福祉医療機構と協調融資に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）に、当該基本財産について所轄庁の承認を不要とする旨を定款に定めた場合は、所轄庁の承認は不要となります。
根拠法令等	<p>* 審査基準第2の2の(1)のア、イ</p> <p>ア 基本財産は、法人存立の基礎となるものであるから、これを処分し、又は担保に供する場合には、法第30条に規定する所轄庁の承認を受けなければならない旨を定款に明記すること。</p> <p>イ 社会福祉施設を経営する法人にあっては、すべての施設についてその施設の用に供する不動産は基本財産としなければならないこと。ただし、すべての社会福祉施設の用に供する不動産が国又は地方公共団体から貸与又は使用許可を受けているものである場合にあっては、100万円（この通知の発出の日以後に新たに設立される法人の場合には、1,000万円）以上に相当する資産（現金、預金、確実な有価証券又は不動産に限る。以下同じ。）を基本財産として有していなければならないこと。</p>

事例 4 : 実施事業について

定款に記載のない事業を行っていた。

ポイント	<ul style="list-style-type: none">新たに事業を実施される場合は、事業開始日より前に定款の認可を受けてください。
根拠法令等	<p>* 法第31条第1項 社会福祉法人を設立しようとする者は、定款をもつて少なくとも次に掲げる事項を定め、厚生労働省令で定める手続に従い、当該定款について所轄庁の認可を受けなければならない。</p> <p>略 三 社会福祉事業の種類 略 十一 公益事業を行う場合には、その種類 十二 収益事業を行う場合には、その種類 略</p>

事例 5 : 事務処理等規程に沿った運用について

- 経理規程などの事務処理諸規程が現実の事務処理方法等とそぐわない点が見受けられる。(寄附金の受入、小口現金の運用、調達方法など)
- 規程の定めによらない支出、または規程どおりに支出されていない事例が見受けられる。(旅費の支払など)
- 規程の定めによらない方法で、調達を実施している。

ポイント

- 規程と現在の事務処理方法が異なっているものが散見されたので、今一度、規程の点検・見直し、事務処理方法の再確認をお願いします。

事例 6 : 法令に定める情報の公表について

定款等が法人のインターネットの利用により公表されていない。

ポイント

- 法人の公益性を踏まえ、法人は、次の事項について、遅滞なくインターネットの利用により公表しなければなりません。
 - ①定款の内容（所轄庁に法人設立若しくは変更の認可を受けたとき又は変更の届出を行ったとき）
 - ②役員等報酬基準（評議員会の承認を受けたとき）
 - ③計算書類
 - ④役員等名簿
 - ⑤現況報告書（規則第2条の41第1号から13号まで及び第16号に掲げる事項）
 - ※なお、公表の範囲については、法人の運営に係る重要な部分に限り、個人の権利利益が害されるおそれがある部分を除きます。
 - ⑥社会福祉充実計画

根拠法令等

* 法第59条の2 第1項

社会福祉法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、遅滞なく、厚生労働省令で定めるところにより、当該各号に定める事項を公表しなければならない。

- 一 第三十一条第一項若しくは第四十五条の三十六第二項の認可を受けたとき、又は同条第四項の規定による届出をしたとき 定款の内容
- 二 第四十五条の三十五第二項の承認を受けたとき 当該承認を受けた報酬等の支給の基準
- 三 前条の規定による届出をしたとき 同条各号に掲げる書類のうち厚生労働省令で定める書類の内容

* 規則第10条

法第五十九条の二第一項の公表は、インターネットの利用により行うものとする。

* 社会福祉充実計画事務処理基準12(1)

次に掲げる場合については、法人のホームページ等において、直近の社会福祉充実計画を公表すること。

- ① 社会福祉充実計画を策定し、所轄庁にその承認を受けた場合
- ② 社会福祉充実計画を変更し、所轄庁にその承認を受け、又は届出を行った場合

なお、規則第10条第2項の規定に基づき、法人が電子開示システムを活用して社会福祉充実計画の公表を行うときは、これを行ったものとみなすことができること。

事例7：登記について

法人が登記しなければならない事項について期限までに登記がなされていない。

ポイント	<ul style="list-style-type: none">登記事項の変更がある場合は、政令に定める次の事項について、変更の登記をしなければなりません。<ol style="list-style-type: none">①目的及び業務②名称③事務所の所在場所④代表権を有する者の氏名（※）、住所及び資格、⑤存続期間又は解散の事由を定めたときは、その期間又は事由、⑥資産の総額※社会福祉法人の場合は、法人の代表権を有する者は理事長のみ資産の総額以外の登記事項（①～⑤）の変更については変更が生じたときから2週間以内に、資産の総額（⑥）については、会計年度終了後3か月以内（毎年度6月末まで）に登記を行ってください。
根拠法令等	<p>* 法第29条、組合等登記令（昭和39年政令第29号） 社会福祉法人は、政令の定めるところにより、その設立、従たる事務所の新設、事務所の移転その他登記事項の変更、解散、合併、清算人の就任又はその変更及び清算の結了の各場合に、登記をしなければならない。</p> <p>2 前項の規定により登記をしなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもって第三者に対抗することができない。</p>

令和4年度集団指導 ～介護老人保健施設～

これまでの運営指導による
指摘・指導事項例

令和5年3月
富山県厚生部高齢福祉課
富山市福祉保健部指導監査課・介護保険課

◎基準条例等について

<運営基準>

- ▶ 県条例：「富山県介護保険法に基づく介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例」（平成24年富山県条例第69号）
（富山市内の施設については、富山市の条例が適用されますので、市条例をご確認ください。）
- ▶ 解釈通知：「介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準について」（平成12年老企第44号）

<介護報酬基準>

- ▶ 基準告示：「指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準」（平成12年 厚生省告示令第21号）
- ▶ 留意事項通知：「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成12年 老企第40号）

I . 運営に関する事項

事例 1 : 施設の変更手続き

談話室等の施設の配置や使用目的を、手続きを行わずに変更している。

ポイント	改修等の大規模変更でない場合も変更手続きが必要。(事前に県に相談すること。)
根拠法令等	<p>* 介護保険法施行規則第136条第2項 介護老人保健施設の開設者が、法第九十四条第二項の規定により都道府県知事の許可を受けなければならない事項は、前項第五号（敷地の面積及び平面図に係る部分に限る。）、第七号、第八号、第十一号（従業者の職種、員数及び職務内容並びに入所定員に係る部分に限る。）及び第十四号（協力病院を変更しようとするときに係るものに限る。）に掲げる事項とする。ただし、同項第十一号（入所定員に係る部分に限る。）に掲げる事項を変更しようとする場合において、入所定員又は療養室の定員数を減少させようとするときは、許可を受けることを要しない。</p>

事例 2 : 職員の配置

併設サービス（通所リハ、訪問リハ等）と兼務している職員について、老健と当該併設サービスの勤務時間を明確に区別した月ごとの勤務表が作成されていない。

ポイント	<ul style="list-style-type: none">介護保険施設・事業所においては、サービスごとに、原則として月ごとに勤務表を作成し、従事者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、職員配置等を明確にすることとされている。老健と併設の通所リハビリテーション事業所や訪問リハビリテーション事業所等と兼務をしている看護職員、介護職員、理学療養士等について、介護老人保健施設と併設サービスの勤務時間を明確に区別した月ごとの勤務表を作成すること。
根拠法令等	<p>* 県条例第30条 介護老人保健施設は、入所者に対し、適切な介護保健施設サービスを提供できるよう、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。</p> <p>2 介護老人保健施設は、当該施設の従業者によって介護保健施設サービスを提供しなければならない。ただし、入所者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。</p>

事例 3 : 管理者の変更

管理者の変更について、事前に知事の承認を受けていない。

ポイント	<ul style="list-style-type: none">○ 老健の管理者を変更する場合は、事前に知事の承認を受ける必要があり、承認基準は次のとおり。<ul style="list-style-type: none">・ 原則、医師であること・ 専ら当該老健の職務に従事する常勤の者であること（管理上支障がない場合は、同一敷地内の他施設等において兼務が可能）・ 当該老健の従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うこと・ 医療法人においては、法人の理事であること○ 管理者承認申請書の様式については、担当者に個別に問い合わせること。○ 知事の承認を受けた後に管理者を変更し、変更後10日以内に変更届を提出すること。
根拠法令等	<p>* 介護保険法第95条 介護老人保健施設の開設者は、都道府県知事の承認を受けた医師に当該介護老人保健施設を管理させなければならない。</p>

事例 4 : 入所者の意思及び人格を尊重したサービスの提供

- 事故防止や見守り強化のために日中（あるいは夜間）一部の入所者のベッドを、療養室ではなく廊下等に出している。
- 療養室の個室の様子が見える状態にある。
- 入浴中、脱衣室の戸を開放したままの状態になっている。

ポイント	入所者のプライバシーや尊厳に十分配慮すること。
根拠法令等	<p>* 県条例第 3 条 介護老人保健施設は、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、その者の居宅における生活への復帰を目指すものでなければならない。</p> <p>2 介護老人保健施設は、入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立って介護保健施設サービスの提供に努めなければならない。</p> <p>3 介護老人保健施設は、明るく家庭的な雰囲気有し、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者(居宅介護支援事業を行う者をいう。以下同じ。)、居宅サービス事業者(居宅サービス事業を行う者をいう。)、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。</p> <p>4 介護老人保健施設は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</p>

事例 5 : 身体拘束の廃止

- 身体拘束の終期の定めがなされていない。
- 緊急やむを得ない場合に該当するかどうかを常に観察、検討することとされているが、再検討の記録が残されていない。（記録・保存の徹底がなされていない）
- 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催していない。
- 身体拘束等の適正化のための指針を整備していない。
- 身体拘束等の適正化のための研修を年2回以上実施していない。

ポイント

- 身体拘束は、高齢者虐待に該当する行為であり、原則禁止されている。
- 当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合のみ身体拘束が認められていることから、「切迫性」・「非代替性」・「一時性」の3要件を満たすことを「施設全体で検討・判断」した「過程」の記録が必要。
- 記録・保存の徹底がされているか。
- 終期の定めがあるか。
- 録を行っていない、委員会を3月に1回以上開催していない、指針を整備していない又は年2回以上研修を実施していない場合は、身体拘束廃止未実施減算（所定単位数の100分の10）となる。

* 県条例第16条

介護老人保健施設は、施設サービス計画に基づき、入所者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を踏まえて、その者の療養を適切に行わなければならない。

4 介護老人保健施設は、介護保健施設サービスの提供に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行ってはならない。

5 介護老人保健施設は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

6 介護老人保健施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

* 留意事項通知第2の6(7)

身体拘束廃止未実施減算については、(中略) 措置を講じていない場合に、入所者全員について所定単位数から減算することとなる。

事例 6 : 施設サービス計画の作成

施設サービス計画書の同意欄に記載漏れがある。

ポイント	計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の原案の内容について入所者又はその家族に対して説明し、文書により入所者の同意を得なければならない。
根拠法令等	<p>* 県条例第17条 介護老人保健施設の管理者は、介護支援専門員に施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。</p> <p>7 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の原案の内容について入所者又はその家族に対して説明し、文書により入所者の同意を得なければならない。</p> <p>8 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画を作成した際には、当該施設サービス計画を入所者に交付しなければならない。</p>

事例 7 : 運営規程等の整備

- 運営規程に記載されている従業者の職種及び員数が実態と合っていない。重要事項説明書の記載内容との齟齬がある。
- 「施設利用に当たっての留意事項」については、施設サービスの提供を受ける際に入所者が留意すべき事項を定めるべきとされているにも関わらず、施設側が留意すべき事項を記載している。
- 運営規程の変更届が提出されていない。
- 利用料の利用者負担割合について、2割及び3割の場合を考慮していない。
- 運営規程の概要、重要事項等が施設内の見やすい場所に掲示されていない。

ポイント

- 入所者が留意すべき事項とは、入所生活上のルール、設備利用上の留意事項等を指す。
- 記載内容に変更が生じた場合に、随時、修正されているか。
- 運営規程の変更については、10日以内に変更届を提出する必要がある。
- 利用料の利用者負担割合は、1割負担だけでなく、2割負担及び3割負担の場合の記載もすること。
- 運営規定の概要、重要事項等が見やすい場所、見やすい位置に掲示してあるか。

根拠法令等

* 介護保険法第99条

介護老人保健施設の開設者は、第九十四条第二項の規定による許可に係る事項を除き、当該介護老人保健施設の開設者の住所その他の厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、又は休止した当該介護老人保健施設を再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

* 県条例第29条

介護老人保健施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程(第35条第1項において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

- (1) 施設の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 入所定員
- (4) 入所者に対する介護保健施設サービスの内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 施設の利用に当たっての留意事項
- (6) 非常災害対策
- (7) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (8) その他施設の運営に関する重要事項

根拠法令等

* 県条例第35条

介護老人保健施設は、当該介護老人保健施設の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、前条第1項の協力病院、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

2 介護老人保健施設は、前項に規定する事項を記載した書面を当該介護老人保健施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

* 解釈通知第4の24(2) 施設の利用に当たっての留意事項

入所者が介護保険施設サービスの提供を受ける際に入所者が留意すべき事項（入所生活上のルール、設備の利用上の留意事項等）を指すものであること。

事例 8 : 苦情処理

重要事項説明書等の苦情処理窓口の記載に不備がある。

ポイント	<p>窓口として次の公的機関を記載すること。</p> <ul style="list-style-type: none">富山県国民健康保険団体連合会 苦情相談窓口 (TEL : 076-431-9833)市町村 (保険者) の担当窓口富山県福祉サービス運営適正化委員会 (TEL : 076-432-3280)
根拠法令等	<p>* 県条例第38条 介護老人保健施設は、提供した介護保健施設サービスに関する入所者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 介護老人保健施設は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。</p> <p>3 介護老人保健施設は、提供した介護保健施設サービスに関し、法第23条の規定による市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、入所者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。</p> <p>4 介護老人保健施設は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。</p> <p>5 介護老人保健施設は、提供した介護保健施設サービスに関する入所者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会 (国民健康保険法 (昭和33年法律第192号) 第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。) が行う法第176条第1項第3号の規定による調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の規定による指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。</p> <p>6 介護老人保健施設は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。</p>

事例 9 : 記録の保存

契約書等において、記録の保管期間が2年間とされている。

ポイント

完結の日から5年間とすること。

根拠法令等

* 県条例第42条

介護老人保健施設は、従業者、施設及び構造設備並びに会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 介護老人保健施設は、入所者に対する介護保健施設サービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 施設サービス計画

(2) 第12条第4項に規定する居宅において日常生活を営むことができるかどうかについての検討の内容等の記録

(3) 第13条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(4) 第16条第5項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(5) 第25条に規定する市町村への通知に係る記録

(6) 第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(7) 第40条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

事例 10 : 事故発生時の対応

事故が発生した場合に報告がなされていない。

ポイント	<ul style="list-style-type: none">• 事故発生の防止のための指針の整備、事故の事例について分析、検討がなされているか。• 事故発生時には、県、保険者へその詳細を正確に報告すること。• 施設内で改善策を周知徹底し、事故防止のための委員会や職員研修を年2回以上行うこと。
根拠法令等	<p>* 県条例第40条 介護老人保健施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。</p> <p>(2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること。</p> <p>(3) 事故発生の防止のための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。</p> <p>(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</p> <p>2 介護老人保健施設は、入所者に対する介護保健施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>3 介護老人保健施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。</p> <p>4 介護老人保健施設は、入所者に対する介護保健施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。</p>

Ⅱ．報酬及び加算について

事例 1 : 介護保健施設サービス費及び在宅復帰・在宅療養 支援機能加算

月の末日において、それぞれの算定区分に係る施設基準を満たしているかを確認する必要があることから、毎月の末日時点の状況について、「(別紙13-1-2) 介護老人保健施設(基本型・在宅強化型)の基本施設サービス費及び在宅復帰・在宅療養支援機能加算に係る届出」及び算定根拠等の関係書類が整備されていなかった。

ポイント	要件を満たさなくなった場合は、その翌月は、その要件を満たすものとなるよう必要な対応を行うこととし、それでも満たさない場合には、満たさなくなった翌々月に届出を行い、当該届出を行った月から該当する基本施設サービス費及び加算を算定する。
根拠法令等	<p>* 留意事項通知第2の6(2)</p> <p>イ 所定単位数の算定区分について 当該介護老人保健施設における短期入所療養介護[介護保険施設サービス]について、適用すべき所定単位数の算定区分については、月の末日において、それぞれの算定区分に係る施設基準を満たさない場合は、当該施設基準を満たさなくなった月の翌々月に変更の届出を行い、当該月から、介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅳ)の介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)若しくは(iii)又はユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅳ)のユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費若しくは経過的ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費を算定することとなる。(ただし、翌月の末日において当該施設基準を満たしている場合を除く。)</p> <p>□ 当該基本施設サービス費の算定根拠等の関係書類を整備しておくこと</p>

事例 2 : サービス提供体制強化加算

加算の要件となっている職員の割合について、加算算定年度の前年度実績の記録が整備されていない。

ポイント	<ul style="list-style-type: none">• 職員の割合の算定に当たっては常勤換算方法により算出した前年度（3月を除く。）の平均を用いること。• 既に当該加算の届出をしている施設は、毎年度、算定要件を満たしているか実績を計算すること。• 上記計算の結果、加算状況に変更がない場合は次年度の届出は不要であるが、計算根拠を施設において保管しておくこと。加算状況に変更がある場合は、毎年4月1日までに県へ届け出ること。
根拠法令等	<p>* 留意事項通知第2の6(45)</p> <p>① 職員の割合の算出に当たっては、常勤換算方法により算出した前年度（3月を除く。）の平均を用いることとする。</p>

事例 3 : 夜勤職員配置加算

- 月ごとに要件を満たすことを確認できる記録が整備されていない。
- 「1日平均夜勤職員数」の計算に誤りがある。

ポイント	<ul style="list-style-type: none">• 本加算の算定にあたっては、暦月ごとに夜勤時間帯（午後10時から翌日の午前5時までの時間を含めた連続する16時間）における延夜勤時間数を、当該月の日数に16を乗じて得た数で除して得た「1日平均夜勤職員数」が、夜勤職員基準で定める数以上であることが要件である。• 要件を満たす旨、暦月ごとに計算し記録を残すこと。
根拠法令等	<p>* 留意事項通知第2の6(10) 夜勤を行う職員の数、1日平均夜勤職員数とする。1日平均夜勤職員数は、暦月ごとに夜勤時間帯(午後10時から翌日の午前5時までの時間を含めた連続する16時間をいう。)における延夜勤時間数を、当該月の日数に16を乗じて得た数で除することによって算定し、小数点第3位以下は切り捨てるものとする。</p>

事例 4 : ターミナルケア加算

	<ul style="list-style-type: none">• 医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した記録が確認できない。• 入所者のターミナルケアに係る計画が作成されていない。• 本人又はその家族への説明を行い、同意を得てターミナルケアが行われていることが確認できない。
ポイント	<ul style="list-style-type: none">• 医師の診断を記録に残すこと。• 本人又はその家族に対する随時の説明に係る同意については、口頭で同意を得た場合は、その説明日時、内容等を記録するとともに、同意を得た旨記載しておくこと。
根拠法令等	<p>* 留意事項通知第2の6(17)</p> <p>イ ターミナルケア加算は、医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した入所者について、本人及び家族とともに、医師、看護職員、介護職員、支援相談員、管理栄養士等が共同して、随時本人又はその家族に対して十分な説明を行い、合意をしながら、その人らしさを尊重した看取りができるよう支援することを主眼として設けたものである。</p> <p>へ 本人又はその家族に対する随時の説明に係る同意については、口頭で同意を得た場合は、その説明日時、内容等を記録するとともに、同意を得た旨を記載しておくことが必要である。</p>

事例 5 : 短期集中リハビリテーション実施加算

過去3月以内に介護老人保健施設に入所したことがない場合に算定すべきところ、当該要件を満たしていないにもかかわらず算定されている。

ポイント	例外要件を除いては、過去3月以内に介護老人保健施設に入所したことがない場合のみ算定。
根拠法令等	<p>* 留意事項通知第2の6(11)</p> <p>② 当該加算は、当該入所者が過去3月間に、介護老人保健施設に入所したことがない場合に限り算定できることとする。ただし、以下の③及び④の場合はこの限りではない。</p> <p>③ 入所者が過去3月間の間に、介護老人保健施設に入所したことがあり、4週間以上の入院後に介護老人保健施設に再入所した場合であって、短期集中リハビリテーションの必要性が認められる者に限り、当該加算を算定することができる。</p> <p>④ 入所者が過去3月間の間に、介護老人保健施設に入所したことがあり、4週間未満の入院後に介護老人保健施設に再入所した場合であって、以下に定める状態である者は、当該加算を算定できる。</p> <p>ア 脳梗塞、脳出血、くも膜下出血、脳外傷、脳炎、急性脳症(低酸素脳症等)、髄膜炎等を急性発症した者</p> <p>イ 上・下肢の複合損傷(骨、筋・腱・靭帯、神経、血管のうち3種類以上の複合損傷)、脊椎損傷による四肢麻痺(一肢以上)、体幹・上・下肢の外傷・骨折、切断・離断(義肢)、運動器の悪性腫瘍等を急性発症した運動器疾患又はその手術後の者</p>

事例 6 : 退所前連携加算

連携内容の要点の記録が不明瞭である。

ポイント

連携を行った日及び連携の内容の要点に関する記録を行う必要がある。

根拠法令等

- * 留意事項通知第2の6(21)
- ③ 退所前連携加算
 - 退所前連携を行った場合は、連携を行った日及び連携の内容の要点に関する記録を行うこと。

令和4年度集団指導

- ～（介護予防）訪問リハビリテーション～
- ～（介護予防）通所リハビリテーション～
- ～（介護予防）短期入所療養介護～

これまでの運営指導による 指摘・指導事項例

令和5年3月
富山県厚生部高齢福祉課
富山市福祉保健部指導監査課・介護保険課

◎基準条例等について①

<運営基準>

※県条例：「富山県介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」（平成24年富山県条例第66号）

※予防条例：「富山県介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例」（平成24年富山県条例第67号）

（富山市内の施設については、富山市の条例が適用されますので、市条例をご確認ください。）

※解釈通知：「指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について」（平成11年老企第25号）

<介護報酬基準>

※基準告示：指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成12年 厚生省告示令第19号)

：指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第127号)

※大臣基準告示：厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号)

◎基準条例等について②

※留意事項通知：「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」

（平成12年 老企第36号）

：「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分）及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」

（平成12年 老企第40号）

：「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」

（平成18年3月17日老計発0317001老振発0317001号老老発0317001号）

I . 運営に関する事項

事例 1 : 職員の配置 (共通)

併設する複数のサービスを兼務している職員について、サービス毎の勤務時間を明確に区別した月ごとの勤務表が作成されていない。

ポイント	<ul style="list-style-type: none">介護保険施設・事業所においては、サービスごとに、原則として月ごとに勤務表を作成し、従事者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、職員配置等を明確にすることとされている。介護保険施設等と併設の通所リハビリテーション事業所や訪問リハビリテーション事業所等において兼務をしている看護職員、介護職員、理学療養士等について、サービス毎の勤務時間を明確に区別した月ごとの勤務表を作成すること。
------	---

根拠法令等	<p>* 県条例第89条が準用する第32条（予防条例第85条が準用する第55条の2）等 指定訪問介護事業者は、利用者に対し適切な指定訪問介護を提供できるよう、指定訪問介護事業所ごとに、訪問介護員等の勤務の体制を定めておかなければならない。</p> <p>2 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに、当該指定訪問介護事業所の訪問介護員等によって指定訪問介護を提供しなければならない。</p>
-------	--

事例 2 : 運営規程等の整備 (共通)

- 運営規程に記載されている従業員の職種及び員数が実態と合っていない。重要事項説明書の記載内容との齟齬がある。
- 「サービス利用に当たっての留意事項」については、サービスの提供を受ける際に利用者が留意すべき事項を定めるべきとされているにも関わらず、事業者側が留意すべき事項を記載している。
- 運営規程の変更届が提出されていない。
- 利用料の利用者負担割合について、2割及び3割の場合を考慮していない。
- 運営規程の概要、重要事項等が施設内の見やすい場所に掲示されていない。

ポイント

- 利用者が留意すべき事項とは、サービス利用時の留意事項等を指す。
- 記載内容に変更が生じた場合に、随時、修正されているか。
- 運営規程の変更については、10日以内に変更届を提出する必要がある。
- 利用料の利用者負担割合は、1割負担だけでなく、2割負担及び3割負担の場合の記載もすること。
- 運営規定の概要、重要事項等が見やすい場所、見やすい位置に掲示してあるか。

事例 3 : 通常の事業（送迎）の実施地域（共通）

- 運営規程に「通常の事業（送迎）の実施地域」が定められていない。
- 「通常の事業（送迎）の実施地域」が不明確である。

ポイント

- 運営規程において、「通常の事業の実施地域」（短期入所療養介護にあつては「通常の送迎の実施地域」）を定めておかなければならない。
- 「通常の事業（送迎）の実施地域」は、客観的にその区域が特定されるものとする。こと。（「△△町周辺」、「事業所から車で20分圏内」などの記載では区域を特定できない。）
- 「通常の事業（送迎）の実施地域」は、利用申込に係る調整等の観点からの目安であり、当該地域を超えてサービスが行われることを妨げるものではない。

<p>根拠法令等</p>	<p>* 県条例第87条（予防条例第83条） 指定訪問リハビリテーション事業者は、指定訪問リハビリテーション事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(以下この章において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 事業の目的及び運営の方針 (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容 (3) 営業日及び営業時間 (4) 指定訪問リハビリテーションの利用料及びその他の費用の額 (5) 通常の事業の実施地域 (6) 虐待の防止のための措置に関する事項 (7) その他運営に関する重要事項 <p>* 県条例第143条（予防条例第121条） 指定通所リハビリテーション事業者は、指定通所リハビリテーション事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(以下この章において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 事業の目的及び運営の方針 (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容 (3) 営業日及び営業時間 (4) 指定通所リハビリテーションの利用定員 (5) 指定通所リハビリテーションの内容及び利用料その他の費用の額 (6) 通常の事業の実施地域 (7) サービス利用に当たっての留意事項 (8) 非常災害対策 (9) 虐待の防止のための措置に関する事項 (10) その他運営に関する重要事項
--------------	--

根拠法令等

* 県条例第201条（予防条例第179条）

指定短期入所療養介護事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(以下この章において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 指定短期入所療養介護の内容及び利用料その他の費用の額
- (4) 通常の見送の実施地域
- (5) 施設利用に当たっての留意事項
- (6) 非常災害対策
- (7) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (8) その他運営に関する重要事項

事例 4 : 居宅サービス計画に沿ったサービスの提供(共通)

居宅サービス計画が変更されているにもかかわらず、変更後の居宅サービス計画を取得していない。

ポイント	居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿ったサービスを提供するため、居宅サービス計画をその都度取得すること。
------	--

根拠法令等

* 県条例第86条（予防条例第85条が準用する第51条の10）等

医師及び理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、当該医師の診療に基づき、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、当該サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した訪問リハビリテーション計画を作成しなければならない。

2 訪問リハビリテーション計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。

3 医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士は、訪問リハビリテーション計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。

4 医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士は、訪問リハビリテーション計画を作成した際には、当該訪問リハビリテーション計画を利用者に交付しなければならない。

事例 5 : 苦情処理 (共通)

- サービス提供に関して苦情を受付けたときは、受付日、内容等を記録することとなっているが、苦情の内容等の記録に不備がある。
- 重要事項説明書等の苦情処理窓口の記載に不備がある。

ポイント

- 苦情については、適切に記録を残すこと。
- 苦情がサービスの質の向上を図るうえで重要との認識に立ち、苦情の内容をふまえてサービスの質の向上に向けた取組みを行うこと。
- 窓口として次の公的機関を記載すること。
 - 富山県国民健康保険団体連合会 苦情相談窓口 (TEL : 076-431-9833)
 - 市町村 (保険者) の担当窓口
 - 富山県福祉サービス運営適正化委員会 (TEL : 076-432-3280)

根拠法令等

- * 県条例第89条が準用する第38条（予防条例第85条が準用する第55条の8） 等
指定訪問介護事業者は、提供した指定訪問介護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。
- 2 指定訪問介護事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
- 3 指定訪問介護事業者は、提供した指定訪問介護に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 4 指定訪問介護事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。
- 5 指定訪問介護事業者は、提供した指定訪問介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会(国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。)が行う法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 6 指定訪問介護事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

事例 6 : 記録の保存 (共通)

契約書等において、記録の保管期間が2年間とされている。

ポイント	完結の日から5年間とすること。
根拠法令等	<p>* 県条例第88条 (予防条例第84条) 等 指定訪問リハビリテーション事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。</p> <p>2 指定訪問リハビリテーション事業者は、利用者に対する指定訪問リハビリテーションの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none">(1) 訪問リハビリテーション計画(2) 次条において準用する第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録(3) 次条において準用する第27条に規定する市町村への通知に係る記録(4) 次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録(5) 次条において準用する第40条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

事例7：事故発生時の対応（共通）

事故が発生した場合に報告がなされていない。

ポイント

- 事故発生の防止のための指針の整備、事故の事例について分析、検討がなされているか。
- 事故発生時には、県、保険者へその詳細を正確に報告すること。

根拠法令等

- * 県条例第89条が準用する第40条（予防条例第85条が準用する第55条の10）等
指定訪問介護事業者は、利用者に対する指定訪問介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
- 2 指定訪問介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。
- 3 指定訪問介護事業者は、利用者に対する指定訪問介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

事例 8 : 非常災害対策（通所リハ、短期入所療養介護）

施設における非常災害に際しての具体的な計画が整備されていない。

ポイント	<ul style="list-style-type: none">• 施設の実情にあった非常災害に対する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に通知しているか。• 定期的な避難、救出、その他必要な訓練が十分に実施されているか。• 「非常災害に関する具体的計画」とは、消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいうが、風水害、地震等に関わる計画が制定されているか。
根拠法令等	<p>* 条例第146条が準用する第110条（予防条例第121条の4）等 指定通所介護事業者は、火災、風水害、地震その他の非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知するとともに、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行わなければならない。</p> <p>2 指定通所介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。</p>

Ⅱ．報酬及び加算について

事例 1 : リハビリテーションマネジメント加算 (通所リハ・訪問リハ)

リハビリテーションを実施するに当たって、事業所の医師が理学療法士等に対して行った指示の内容が明確にわかる記録がない。

ポイント

- 本加算の算定にあたっては、通所リハビリテーション（または訪問リハビリテーション）事業所の医師が、当該事業所の理学療法士等に対し、利用者に対する当該リハビリテーションの目的に加えて、①当該リハビリテーション開始前又は実施中の留意事項、②やむを得ず当該リハビリテーションを中止する際の基準、③当該リハビリテーションにおける利用者に対する負荷等のうちいずれか1以上の指示を行い、当該指示を行った医師又は指示を受けた理学療法士等が指示の内容を明確に記録することが要件の1つとなっている。
- リハビリテーションの目的及び①～③のいずれか1以上の指示の両方について、明確に記録すること。

根拠法令等

*大臣基準告示・十二

訪問リハビリテーション費におけるリハビリテーションマネジメント加算の基準

イ リハビリテーションマネジメント加算(A)イ 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 指定訪問リハビリテーション事業所(指定居宅サービス等基準第七十六条第一項に規定する指定訪問リハビリテーション事業所をいう。以下同じ。)の医師が、指定訪問リハビリテーションの実施に当たり、当該事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士に対し、利用者に対する当該リハビリテーションの目的に加えて、当該リハビリテーション開始前又は実施中の留意事項、やむを得ず当該リハビリテーションを中止する際の基準、当該リハビリテーションにおける利用者に対する負荷等のうちいずれか一以上の指示を行うこと。

(2) (1)における指示を行った医師又は当該指示を受けた理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が、当該指示の内容が(1)に掲げる基準に適合するものであると明確にわかるように記録すること。

*大臣基準告示・二十五

通所リハビリテーション費におけるリハビリテーションマネジメント加算の基準

イ リハビリテーションマネジメント加算(A)イ 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 指定通所リハビリテーション事業所の医師が、指定通所リハビリテーションの実施に当たり、当該事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士に対し、利用者に対する当該リハビリテーションの目的に加えて、当該リハビリテーション開始前又は実施中の留意事項、やむを得ず当該リハビリテーションを中止する際の基準、当該リハビリテーションにおける利用者に対する負荷等のうちいずれか一以上の指示を行うこと。

(2) (1)における指示を行った医師又は当該指示を受けた理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が、当該指示の内容が(1)に掲げる基準に適合するものであると明確にわかるように記録すること。

事例 2 : 事業所規模による区分の取扱い (通所リハ)

事業所規模による区分について、報酬算定年度の前年度の実績の記録が整備されていない。

- 事業所規模の区分については、前年度（3月を除く。）の1月あたりの平均利用延人員数により算定すべきであり、毎年度、「別紙D」を用いて、規模区分を計算すること。

事業所規模区分	平均利用延人員数
通常規模型通所リハビリテーション費	750人以内
大規模型通所リハビリテーション費（Ⅰ）	751人以上900人以下
大規模型通所リハビリテーション費（Ⅱ）	901人以上

ポイント

- 上記計算の結果、規模区分に変更がない場合は、次年度の届出は不要であるが、計算根拠については、事業所において保管しておくこと。規模区分に変更がある場合は、毎年3月15日までに県へ届け出ること。

根拠法令等

* 留意事項通知第2の8 (8)

① 事業所規模による区分については、施設基準第6号イ(1)に基づき、前年度の1月当たりの平均利用延人員数により算定すべき通所リハビリテーション費を区分しているところであるが、当該平均利用延人員数の計算に当たっては、同号の規定により、当該指定通所リハビリテーション事業所に係る指定通所リハビリテーション事業者が指定介護予防通所リハビリテーション事業者の指定を併せて受け一体的に事業を実施している場合は、当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所における前年度の1月当たりの平均利用延人員数を含むこととされているところである。

事例3：サービス提供体制強化加算（通所リハ）

加算の要件となっている職員の割合について、加算算定年度の前年度実績の記録が整備されていない。

ポイント	<ul style="list-style-type: none">• 職員の割合の算定に当たっては常勤換算方法により算出した前年度（3月を除く。）の平均を用いること。• 既に当該加算の届出をしている施設は、毎年度、算定要件を満たしているか実績を計算すること。• 上記計算の結果、加算状況に変更がない場合は、次年度の届出は不要であるが、計算根拠については、施設において保管しておくこと。加算状況に変更がある場合は、毎年3月15日までに県へ届け出ること。
根拠法令等	<p>* 留意事項通知第2の8（28）</p> <p>① 職員の割合の算出に当たっては、常勤換算方法により算出した前年度（3月を除く。）の平均を用いることとする。</p>

事例4：送迎加算（短期入所療養介護）

利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して送迎を行うことが算定要件とされているが、その状況把握が不明瞭である。

ポイント	事業所として、送迎が必要な理由を把握し記録すること。
根拠法令等	* 基準告示9 イ注12 等 利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、その居宅と指定短期入所療養介護事業所との間の送迎を行う場合は、片道につき184単位を所定単位数に加算する。

令和4年度集団指導 ～介護医療院～

これまでの運営指導による
指摘・指導事項例

令和5年3月
富山県厚生部高齢福祉課
富山市福祉保健部指導監査課・介護保険課

◎基準条例等について

<運営基準>

※県条例：「富山県介護保険法に基づく介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例」（平成30年富山県条例第1号）

（富山市内の施設については、富山市の条例が適用されますので、市条例をご確認ください。）

※解釈通知：「介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準について」（平成30年老老発0330第1号）

<介護報酬基準>

※基準告示：指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成12年 厚生省告示令第21号）

※留意事項通知：「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成12年 老企第40号）

I . 運営に関する事項

事例 1 : 施設の変更手続き

談話室等の施設の配置や使用目的を、手続きを行わずに変更している。

ポイント	改修等の大規模変更でない場合も変更手続きが必要。(事前に県に相談すること。)
根拠法令等	<p>* 介護保険法施行規則第138条第2項 介護医療院の開設者が、法第百七条第二項の規定により都道府県知事の許可を受けなければならない事項は、前項第五号(敷地の面積及び平面図に係る部分に限る。)、第七号、第八号、第十一号(従業者の職種、員数及び職務の内容並びに入所定員に係る部分に限る。)及び第十四号(協力病院を変更しようとするときに係るものに限る。)に掲げる事項とする。ただし、同項第十一号(入所定員に係る部分に限る。)に掲げる事項を変更しようとする場合において、入所定員又は療養室の定員数を減少させようとするときは、許可を受けることを要しない。</p>

事例 2 : 職員の配置

併設サービス（通所リハ、訪問リハ等）と兼務している職員について、介護医療院と当該併設サービスの勤務時間を明確に区別した月ごとの勤務表が作成されていない。

ポイント	<ul style="list-style-type: none">介護保険施設・事業所においては、サービスごとに、原則として月ごとに勤務表を作成し、従事者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、職員配置等を明確にすることとされている。介護医療院と併設の通所リハビリテーション事業所や訪問リハビリテーション事業所等と兼務をしている看護職員、介護職員、理学療養士等について、介護医療院と併設サービスの勤務時間を明確に区別した月ごとの勤務表を作成すること。
根拠法令等	<p>* 県条例第30条 介護医療院は、入所者に対し、適切な介護医療院サービスを提供できるよう、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。</p> <p>2 介護医療院は、当該介護医療院の従業者によって介護医療院サービスを提供しなければならない。ただし、入所者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。</p>

事例 3 : 管理者の変更

管理者の変更について、事前に知事の承認を受けていない。

ポイント	<ul style="list-style-type: none">・ 介護医療院の管理者を変更する場合は、事前に知事の承認を受ける必要があり、承認基準は次のとおり。<ul style="list-style-type: none">・ 原則、医師であること・ 専ら当該介護医療院の職務に従事する常勤の者であること (管理上支障がない場合は、同一敷地内の他施設等において兼務が可能)・ 当該介護医療院の従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うこと・ 医療法人においては、法人の理事であること・ 管理者承認申請書の様式については、担当者に個別に問い合わせること。・ 知事の承認を受けた後に管理者を変更し、変更後10日以内に変更届を提出すること。
根拠法令等	<p>* 介護保険法第109条 介護医療院の開設者は、都道府県知事の承認を受けた医師に当該介護医療院を管理させなければならない。</p>

事例 4 : 入所者の意思及び人格を尊重したサービスの提供

- 事故防止や見守り強化のために日中（あるいは夜間）一部の入所者のベッドを、療養室ではなく廊下等に出している。
- 療養室の個室の様子が見える状態にある。
- 入浴中、脱衣室の戸を開放したままの状態になっている。
- スペースを確保するため、普段はプライバシー確保のための家具やパーティションを設置していない。

ポイント

- 入所者のプライバシーや尊厳に十分配慮すること。
- 多床室の場合にあっては、家具、パーティション、カーテン等の組み合わせにより、室内を区分することで入所者同士の視線を遮断し、入所者のプライバシーを確保すること。カーテンのみで仕切られているだけでは不十分。

事例 4 : 入所者の意思及び人格を尊重したサービスの提供

根拠法令等

* 県条例第 3 条

介護医療院は、長期にわたり療養が必要である者に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、その者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。

2 介護医療院は、入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立って介護医療院サービスの提供に努めなければならない。

3 介護医療院は、明るく家庭的な雰囲気有し、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者(居宅介護支援事業を行う者をいう。以下同じ。)、居宅サービス事業者(居宅サービス事業を行う者をいう。第45条第2項において同じ。)、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

4 介護医療院は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

事例 5 : 身体拘束の廃止

- 身体拘束の終期の定めがなされていない。
- 緊急やむを得ない場合に該当するかどうかを常に観察、検討することとされているが、再検討の記録が残されていない。（記録・保存の徹底がなされていない）
- 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催していない。
- 身体拘束等の適正化のための指針を整備していない。
- 身体拘束等の適正化のための研修を年2回以上実施していない。

ポイント

- 身体拘束は、高齢者虐待に該当する行為であり、原則禁止されている。
- 当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合のみ身体拘束が認められていることから、「切迫性」・「非代替性」・「一時性」の3要件を満たすことを「施設全体で検討・判断」した「過程」の記録が必要。
- 記録・保存の徹底がされているか。
- 終期の定めがあるか。
- 記録を行っていない、委員会を3月に1回以上開催していない、指針を整備していない又は年2回以上研修を実施していない場合は、身体拘束廃止未実施減算（所定単位数の100分の10）となる。

* 県条例第16条

介護医療院は、施設サービス計画に基づき、入所者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を踏まえて、その者の療養を適切に行わなければならない。

4 介護医療院は、介護医療院サービスの提供に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行ってはならない。

5 介護医療院は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

6 介護医療院は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的を実施すること。

* 留意事項通知第2の8(10)

身体拘束廃止未実施減算については、(中略)措置を講じていない場合に、入所者全員について所定単位数から減算することとなる。

事例 6 : 施設サービス計画の作成

施設サービス計画書の同意欄に記載漏れがある。

ポイント	計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の原案の内容について入所者又はその家族に対して説明し、文書により入所者の同意を得なければならない。
根拠法令等	* 県条例第17条 介護医療院の管理者は、介護支援専門員に施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。 7 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の原案の内容について入所者又はその家族に対して説明し、文書により入所者の同意を得なければならない。 8 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画を作成した際には、当該施設サービス計画を入所者に交付しなければならない。

事例 7 : 運営規程等の整備

- 運営規程に記載されている従業者の職種及び員数が実態と合っていない。重要事項説明書の記載内容との齟齬がある。
- 「施設利用に当たっての留意事項」については、施設サービスの提供を受ける際に入所者が留意すべき事項を定めるべきとされているにも関わらず、施設側が留意すべき事項を記載している。
- 運営規程の変更届が提出されていない。
- 利用料の利用者負担割合について、2割及び3割の場合を考慮していない。
- 運営規程の概要、重要事項等が施設内の見やすい場所に掲示されていない。

ポイント

- 入所者が留意すべき事項とは、入所生活上のルール、設備利用上の留意事項等を指す。
- 記載内容に変更が生じた場合に、随時、修正されているか。
- 運営規程の変更については、10日以内に変更届を提出する必要がある。
- 利用料の利用者負担割合は、1割負担だけでなく、2割負担及び3割負担の場合の記載もすること。
- 運営規定の概要、重要事項等が見やすい場所、見やすい位置に掲示してあるか。

根拠法令等

* 介護保険法第113条

介護医療院の開設者は、第七十条第二項の規定による許可に係る事項を除き、当該介護医療院の開設者の住所その他の厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、又は休止した当該介護医療院を再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

* 県条例第29条

介護医療院は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程(第35条第1項において「運営規程」という。)を定めておかななければならない。

- (1) 施設の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 入所定員(Ⅰ型療養床に係る入所定員の数、Ⅱ型療養床に係る入所定員の数及びその合計数をいう。)
- (4) 入所者に対する介護医療院サービスの内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 施設の利用に当たっての留意事項
- (6) 非常災害対策
- (7) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (8) その他施設の運営に関する重要事項

* 解釈通知第4の21(1)

根拠法令等

* 県条例第35条

介護医療院は、当該介護医療院の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、前条第1項の協力病院、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

2 介護医療院は、前項に規定する事項を記載した書面を当該介護医療院に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

* 解釈通知第4の24(2)

入所者が介護医療院サービスの提供を受ける際に入所者が留意すべき事項（入所生活上のルール、設備の利用上の留意事項等）を指すものであること。

事例 8 : 苦情処理

重要事項説明書等の苦情処理窓口の記載に不備がある。

ポイント	<ul style="list-style-type: none">• 窓口として次の公的機関を記載すること。• 富山県国民健康保険団体連合会 苦情相談窓口（TEL：076-431-9833）• 市町村（保険者）の担当窓口• 富山県福祉サービス運営適正化委員会（TEL：076-432-3280）
	<p>* 県条例第38条 介護医療院は、提供した介護医療院サービスに関する入所者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 介護医療院は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。</p> <p>3 介護医療院は、提供した介護医療院サービスに関し、法第23条の規定による市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、入所者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。</p> <p>4 介護医療院は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。</p> <p>5 介護医療院は、提供した介護医療院サービスに関する入所者からの苦情に関して連合会(国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下この項及び次項において同じ。)が行う法第176条第1項第3号の規定による調査に協力するとともに、連合会から同号の規定による指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。</p> <p>6 介護医療院は、連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を連合会に報告しなければならない。</p>

事例 9 : 記録の保存

契約書等において、記録の保管期間が2年間とされている。

ポイント	完結の日から5年間とすること。
根拠法令等	<p>* 県条例第42条 介護医療院は、従業者、施設及び構造設備並びに会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。</p> <p>2 介護医療院は、入所者に対する介護医療院サービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none">(1) 施設サービス計画(2) 第12条第4項の規定による居宅において日常生活を営むことができるかどうかについての検討の内容等の記録(3) 第13条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録(4) 第16条第5項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録(5) 第25条の規定による市町村への通知に係る記録(6) 第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録(7) 第40条第3項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

事例 10 : 事故発生時の対応

事故が発生した場合に報告がなされていない。

ポイント	<ul style="list-style-type: none">• 事故発生の防止のための指針の整備、事故の事例について分析、検討がなされているか。• 事故発生時には、県、保険者へその詳細を正確に報告すること。• 施設内で改善策を周知徹底し、事故防止のための委員会や職員研修を年2回以上行うこと。
根拠法令等	<p>* 県条例第40条 介護医療院は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。</p> <p>(2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること。</p> <p>(3) 事故発生の防止のための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。</p> <p>(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</p> <p>2 介護医療院は、入所者に対する介護医療院サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>3 介護医療院は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。</p> <p>4 介護医療院は、入所者に対する介護医療院サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。</p>

Ⅱ．報酬及び加算について

事例 1 : サービス提供体制強化加算

加算の要件となっている職員の割合について、加算算定年度の前年度実績の記録が整備されていない。

ポイント	<ul style="list-style-type: none">• 職員の割合の算定に当たっては常勤換算方法により算出した前年度（3月を除く。）の平均を用いること。• 既に当該加算の届出をしている施設は、毎年度、算定要件を満たしているか実績を計算すること。• 上記計算の結果、加算状況に変更がない場合は次年度の届出は不要であるが、計算根拠を施設において保管しておくこと。加算状況に変更がある場合は、毎年4月1日までに県へ届け出ること。
根拠法令等	<p>* 留意事項通知第2の8(38)</p> <p>① 職員の割合の算出に当たっては、常勤換算方法により算出した前年度（3月を除く。）の平均を用いることとする。</p>

事例 2 : 夜間勤務等看護加算

- 月ごとに要件を満たすことを確認できる記録が整備されていない。
- 「1日平均夜勤職員数」の計算に誤りがある。

ポイント	<ul style="list-style-type: none">• 本加算の算定にあたっては、暦月ごとに夜勤時間帯（午後10時から翌日の午前5時までの時間を含めた連続する16時間）における延夜勤時間数を、当該月の日数に16を乗じて得た数で除して得た「1日平均夜勤職員数」が、夜勤職員基準で定める数以上であることが要件である。• 要件を満たす旨、暦月ごとに計算し記録を残すこと。
根拠法令等	<p>* 留意事項通知第2の8(5)</p> <p>② 夜勤を行う職員の数、1日平均夜勤職員数とする。1日平均夜勤職員数は、暦月ごとに夜勤時間帯(午後10時から翌日の午前5時までの時間を含めた連続する16時間をいう。)における延夜勤時間数を、当該月の日数に16を乗じて得た数で除することによって算定し、小数点第3位以下は切り捨てるものとする。</p>

事例 3 : 短期集中リハビリテーション加算

過去 3 月以内に介護医療院に入所したことがない場合に算定すべきところ、当該要件を満たしていないにもかかわらず算定されている。

ポイント	例外要件を除いては、過去 3 月以内に介護医療院に入所したことがない場合のみ算定。
根拠法令等	<p>* 留意事項通知第2の9(9)</p> <p>② 短期集中リハビリテーションは、当該入所者が過去 3 月間に、介護医療院に入所したことがない場合に限り算定できることとする。ただし、入所者が過去 3 月間の間に、介護医療院に入所したことがあり、4 週間以上の入院後に介護老人保健施設に再入所した場合であって、短期集中リハビリテーションの必要性が認められる者の場合及び入所者が過去 3 月間の間に、介護医療院に入所したことがあり、4 週間未満の入院後に介護医療院に再入所した場合であって、以下に定める状態である者はこの限りではない。</p> <p>ア 脳梗塞、脳出血、くも膜下出血、脳外傷、脳炎、急性脳症(低酸素脳症等)、髄膜炎等を急性発症した者</p> <p>イ 上・下肢の複合損傷(骨、筋・腱・靭帯、神経、血管のうち 3 種類以上の複合損傷)、脊椎損傷による四肢麻痺(一肢以上)、体幹・上・下肢の外傷・骨折、切断・離断(義肢)、運動器の悪性腫瘍等を急性発症した運動器疾患又はその手術後の者</p>

事例 4 : 退所前連携加算

連携内容の要点の記録が不明瞭である。

ポイント

連携を行った日及び連携の内容の要点に関する記録を行う必要がある。

根拠法令等

- * 留意事項通知第2の8(20)
- ④ 退院[退所]前連携加算
 - 退所前連携を行った場合は、連携を行った日及び連携の内容の要点に関する記録を行うこと。

事例 5 : 他科受診時費用

他の医療機関に対し、当該診療に必要な情報を文書により提供したが、その写しが診療録に添付されていない。

ポイント

他医療機関に対し情報を文書で提供するとともに診療録にその写しを添付すること。

根拠法令等

* 留意事項通知第2の8(17)
他医療機関において③の規定により費用を算定することのできる診療が行われた場合には、当該患者が入院している介護療養型医療施設[介護医療院]において、当該他医療機関に対し、当該診療に必要な情報(当該介護療養型医療施設[介護医療院]での介護療養[介護医療院]施設サービス費及び必要な診療科を含む。)を文書により提供する(これらに要する費用は患者の入院している介護療養型医療施設[介護医療院]が負担する。)とともに、診療録にその写しを添付する。

令和4年度集団指導 ～介護療養型医療施設～

これまでの運営指導による
指摘・指導事項例

令和5年3月
富山県厚生部高齢福祉課
富山市福祉保健部指導監査課・介護保険課

◎基準条例等について

<運営基準>

※県条例：「富山県介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」（平成24年富山県条例第70号）

（富山市内の施設については、富山市の条例が適用されますので、市条例をご確認ください。）

※解釈通知：「健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準について」（平成12年老企第45号）

<介護報酬基準>

※基準告示：指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準
（平成12年 厚生省告示令第21号）

※留意事項通知：「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成12年 老企第40号）

I . 運営に関する事項

事例 1 : 身体拘束の廃止

- 身体拘束の終期の定めがなされていない。
- 緊急やむを得ない場合に該当するかどうかを常に観察、検討することとされているが、再検討の記録が残されていない。（記録・保存の徹底がなされていない）
- 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催していない。
- 身体拘束等の適正化のための指針を整備していない。
- 身体拘束等の適正化のための研修を年2回以上実施していない。

ポイント

- 身体拘束は、高齢者虐待に該当する行為であり、原則禁止されている。
- 当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合のみ身体拘束が認められていることから、「切迫性」・「非代替性」・「一時性」の3要件を満たすことを「施設全体で検討・判断」した「過程」の記録が必要。
- 記録・保存の徹底がされているか。
- 終期の定めがあるか。
- 記録を行っていない、委員会を3月に1回以上開催していない、指針を整備していない又は年2回以上研修を実施していない場合は、身体拘束廃止未実施減算（所定単位数の100分の10）となる。

根拠法令等

* 県条例第17条

指定介護療養型医療施設は、施設サービス計画に基づき、入院患者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を踏まえて、その者の療養を適切に行わなければならない。

4 指定介護療養型医療施設は、指定介護療養施設サービスの提供に当たっては、当該入院患者又は他の入院患者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入院患者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行ってはならない。

5 指定介護療養型医療施設は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入院患者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

6 指定介護療養型医療施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

* 留意事項通知第2の7(13)

身体拘束廃止未実施減算については、(中略) 措置を講じていない場合に、入所者[入院患者]全員について所定単位数から減算することとなる。

事例 2 : 運営規程等の整備

- 運営規程に記載されている従業者の職種及び員数が実態と合っていない。重要事項説明書の記載内容との齟齬がある。
- 「施設利用に当たっての留意事項」については、施設サービスの提供を受ける際に入所者が留意すべき事項を定めるべきとされているにも関わらず、施設側が留意すべき事項を記載している。
- 運営規程の変更届が提出されていない。
- 利用料の利用者負担割合について、2割及び3割の場合を考慮していない。
- 運営規程の概要、重要事項等が施設内の見やすい場所に掲示されていない。

ポイント

- 入所者が留意すべき事項とは、入所生活上のルール、設備利用上の留意事項等を指す。
- 記載内容に変更が生じた場合に、随時、修正されているか。
- 運営規程の変更については、10日以内に変更届を提出する必要がある。
- 利用料の利用者負担割合は、1割負担だけでなく、2割負担及び3割負担の場合の記載もすること。
- 運営規定の概要、重要事項等が見やすい場所、見やすい位置に掲示してあるか。

根拠法令等

* 旧介護保険法第111条

指定介護療養型医療施設の開設者は、開設者の住所その他の厚生労働省令で定める事項に変更があったときは、厚生労働省令で定めるところにより、十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

* 県条例第28条

指定介護療養型医療施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程(第34条第1項において「運営規程」という。)を定めておかななければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 入院患者の定員
- (4) 入院患者に対する指定介護療養施設サービスの内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 施設の利用に当たっての留意事項
- (6) 非常災害対策
- (7) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (8) その他施設の運営に関する重要事項

根拠法令等

* 県条例第34条

指定介護療養型医療施設は、当該指定介護療養型医療施設の見やすい場所に、運営規程の概要及び従業者の勤務の体制、利用料その他のサービスの選択に関する重要事項を掲示しなければならない。
2 指定介護療養型医療施設は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護療養型医療施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

* 解釈通知第4の22(2) 施設の利用に当たっての留意事項

入院患者が指定介護療養施設サービスの提供を受ける際の、入院患者側が留意すべき事項（入院生活上のルール、設備の利用上の留意事項等）を指すものであること。

事例 3 : 苦情処理

重要事項説明書等の苦情処理窓口の記載に不備がある。

ポイント	<ul style="list-style-type: none">• 窓口として次の公的機関を記載すること。<ul style="list-style-type: none">• 富山県国民健康保険団体連合会 苦情相談窓口（TEL：076-431-9833）• 市町村（保険者）の担当窓口• 富山県福祉サービス運営適正化委員会（TEL：076-432-3280）
	<p>* 県条例第37条 指定介護療養型医療施設は、提供した指定介護療養施設サービスに関する入院患者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 指定介護療養型医療施設は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。</p> <p>3 指定介護療養型医療施設は、提供した指定介護療養施設サービスに関し、法第23条の規定による市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、入院患者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。</p> <p>4 指定介護療養型医療施設は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。</p> <p>5 指定介護療養型医療施設は、提供した指定介護療養施設サービスに関する入院患者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会(国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。)が行う法第176条第1項第2号の規定による調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の規定による指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。</p> <p>6 指定介護療養型医療施設は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない</p>

事例 4 : 記録の保存

契約書等において、記録の保管期間が2年間とされている。

ポイント	完結の日から5年間とすること。
根拠法令等	<p>* 県条例第41条 指定介護療養型医療施設は、従業者、施設及び設備構造並びに会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。</p> <p>2 指定介護療養型医療施設は、入院患者に対する指定介護療養施設サービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none">(1) 施設サービス計画(2) 第14条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録(3) 第17条第5項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の入院患者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録(4) 第24条に規定する市町村への通知に係る記録(5) 第37条第2項に規定する苦情の内容等の記録(6) 第39条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

事例 5 : 事故発生時の対応

事故が発生した場合に報告がなされていない。

ポイント	<ul style="list-style-type: none">事故発生の防止のための指針の整備、事故の事例について分析、検討がなされているか。事故発生時には、県、保険者へその詳細を正確に報告すること。施設内で改善策を周知徹底し、事故防止のための委員会や職員研修を年2回以上行うこと。
根拠法令等	<p>* 県条例第39条 指定介護療養型医療施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。</p> <p>(2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること。</p> <p>(3) 事故発生の防止のための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。</p> <p>(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</p> <p>2 指定介護療養型医療施設は、入院患者に対する指定介護療養施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入院患者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>3 指定介護療養型医療施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。</p> <p>4 指定介護療養型医療施設は、入院患者に対する指定介護療養施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。</p>

Ⅱ．報酬及び加算について

事例 1 : サービス提供体制強化加算

加算の要件となっている職員の割合について、加算算定年度の前年度実績の記録が整備されていない。

ポイント	<ul style="list-style-type: none">• 職員の割合の算定に当たっては常勤換算方法により算出した前年度（3月を除く。）の平均を用いること。• 既に当該加算の届出をしている施設は、毎年度、算定要件を満たしているか実績を計算すること。• 上記計算の結果、加算状況に変更がない場合は次年度の届出は不要であるが、計算根拠を施設において保管しておくこと。加算状況に変更がある場合は、毎年4月1日までに県へ届け出ること。
根拠法令等	<p>* 留意事項通知第2の7(35)</p> <p>① 職員の割合の算出に当たっては、常勤換算方法により算出した前年度（3月を除く。）の平均を用いることとする。</p>

事例 2 : 移行計画未提出減算

介護医療院等への移行等に関する計画の届出が遅れている。

ポイント

介護療養型医療施設においては、令和6年4月1日までの移行等に関する計画を、4月から9月まで及び10月から翌3月までの半期ごとに都道府県知事に届け出ていない場合に減算となるため、遅滞なく届け出ること。

根拠法令等

* 留意事項通知第2の7(15)
① 移行計画未提出減算は、別紙様式10により、令和6年4月1日までの移行等に関する計画を、4月から9月まで及び10月から翌3月までの半期ごとに都道府県知事に届け出ていない場合、当該半期経過後6月の期間、減算することとしたもの。

事例 3 : 他科受診時費用

他の医療機関に対し、当該診療に必要な情報を文書により提供したが、その写しが診療録に添付されていない。

ポイント

他医療機関に対し情報を文書で提供するとともに診療録にその写しを添付すること。

根拠法令等

* 留意事項通知第2の7(21)
他医療機関において③の規定により費用を算定することのできる診療が行われた場合には、当該患者が入院している介護療養型医療施設において、当該他医療機関に対し、当該診療に必要な情報(当該介護療養型医療施設での介護療養施設サービス費及び必要な診療科を含む。)を文書により提供する(これらに要する費用は患者の入院している介護療養型医療施設が負担する。)とともに、診療録にその写しを添付する。